

Title	<翻訳>中国公安部「公安機関行政事件処理手続規定」
Author(s)	坂口, 一成
Citation	阪大法学. 2015, 64(6), p. 309-366
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71567
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

中国公安部「公安機関行政事件処理手続規定」

坂 口 一 成

以下に訳出するのは、中国（中華人民共和国。ただし香港・マカオを除く）で二〇一三年一月一日から施行されている公安部「公安機関行政事件処理手続規定^①」である（なお同二四〇条一項参照）。その前身として、二〇〇六年八月二四日に施行された同名規定があり、さらにその前身として二〇〇四年一月一日に施行された同名規定がある（ともに新規定により廃止。二〇〇六年規定二二一条、現行規定二四〇条一項参照）。

本規定は行政処罰法、行政強制法、治安管理処罰法（本規定一条参照）や消防法、道路交通安全法、薬物禁止法、出入境管理法（後述）等の実施細則に当たる行政規則^②であり、公安機関（日本の警察に相当する）が行政事件を処理する際の手続を一般的に規定するものである。内容上、特に治安事件（治安管理違反事件）^③に關係するものが多^④い。そして、二〇一三年における刑事第一審終局件数が約九五万件（全体の判決発効人員総数は約一一六万人）であったのに対し、治安事件の処理件数が約一二七五万件に達した^④ことからもうかがえるように、公安機関が扱う行政事件は、刑事事件よりも人々の日常生活により近い存在である。また、本規定には法律が一般的・抽象的にしか定めていない事項に関するより具体的な規定だけではなく、根拠となる法律には規定されていない権限を公安に付

与する規定もある。例えば四一条（安全検査）、六八条一項ただし書（一定の要件の下で検査証なしでの住居の検査を認める）である。⁽⁵⁾このように（こうした規定の問題性はさておき）本規定は実際に公安機関・人民警察官の活動を規律する重要な「規範」であることから、その邦訳を公表する次第である。

なお、いくつか特記しておくべきことがある。

(1) 凡例

条文が複数の項からなっているときは、各項の冒頭に丸数字で項数を示した。【】は各条の見出しである（丸数字は項数）。孫茂利主編『公安機関辦理行政案件程序規定釈義与實務指南』（中国人民公安大学出版社、二〇一三年）を参照しつつ、条文の内容を勘案して筆者が付した。「」内は中国語である。目次は筆者が付した。

なお、翻訳に際しては張光雲「中華人民共和國治安管理処罰法——翻訳および用語注——」専修法研論集四四号（二〇〇九年）一六九頁以下、上拂耕生「中国の行政強制法について——行政の法治化の観点から——」アドミニストレーション一九卷二号（二〇一三年）五九頁以下、射手矢好雄編集代表『中国経済六法（二〇一四年版）』（日本国際貿易促進協会、二〇一四年）等の本規定の根拠法の邦訳を参照した。

(2) 句読点

「。」「…」は「。」と表記した。「,」は「,」と表記した。

文中の字句の間に用いられる「,」は並列関係を示す。⁽⁶⁾これは「或者」等のように選択的な並列関係を意味する場合のみならず、「以及」等のように併合的なそれを意味する場合もある。しかも「,」と「或者」・「以及」等の上下関係も（例えば「又は」と「若しくは」のように）一定していない。いずれにせよ解釈の余地があるため「・」と表記した。ただし、末尾に「等」が付されている（例えば「A、B、C等」）場合、および「A、B或者

(以及) C」等の形であり、かつ、並列が一段階しかないことが明確な場合(そうでない場合として例えば八五条、二一九条四号)は、そうした問題がないと考えられることから、「、」と表記した。

(3) 訳語

「人民法院」は「人民裁判所」と訳した。⁽⁸⁾「違法犯罪」は「違法・犯罪」と訳した(このように「・」を使うこともある)。なお本規定における「違法」は、この表現が示唆するように違法一般を意味しているわけではなく、公安機関所管の行政法違反という意味に限定されていると考えられる(一条、二条一項参照)。本稿ではこれを「違法」または「法違反」と訳した(原則として前者)。

「収繳」・「追繳」は訳しにくい用語である。「繳」には「引き渡させる」、「無理に取り上げる」という意味があり(『中日大辞典(第三版)』(大修館書店)参照)、両者はともに対象を「扣留」(接収、留置の意)する行政強制措置⁽⁹⁾とされ、前者が不法財物を、後者が違法収益「違法所得」⁽¹⁰⁾を対象とする点で異なる(本規定一六八条。治安管理条例罰法一条も同じであり、本規定は主にこれを承けたもの)。そして両者は、臨時的措置とされる「扣押」(本稿では「差押え」と訳した)と異なり、処理的措置とされる(傍点は筆者による。以下同じ)。すなわち「扣押」が用いられた後に、「不法財物・違法収益であることを確認すれば、法により「収繳」・「追繳」できる」とされている⁽¹²⁾。そして「収繳」・「追繳」の後、被侵害者等への返還、国庫上納、廃棄等がなされる(本規定一七〇条参照)。なお、行政処罰法は行政処罰の一種として不法財物および違法収益の「没収」を定める(八条三号)が、治安管理条例罰法はこれとは異なり、前述のように、それぞれに対する「収繳」・「追繳」を強制措置として定める⁽¹⁴⁾。筆者は真聞にして両者に対応・相当する日本法上の概念を知らないため、本稿では以上のこと鑑み、仮に前者を「収奪」と、後者を「追奪」(「追いかけて奪う」(『広辞苑(第五版・DVD)』参照)という国語的意味)と訳すことにし

た。⁽¹⁵⁾ただし、「収繳」は過料「罰款」に対しても用いられる。この場合は「徴収」と訳した。

また、「控告」・「挙報」も悩ましい。(なお関連用語に「報案」がある。これは被害者等が違法事実を発見したが、違法被疑者が分からない状況で公安機関に申告し、調査を求める行為を指す。本稿では「通報」と訳した)。「控告」とは「被侵害者およびその近親者・代理人が自己の人身権または財産権が違法被疑者の不法な侵害を受けたことにより、公安機関に違法被疑者の法的責任を法により追及する旨を求める行為」を指す。「挙報」とは「単位」(後述―筆者) および個人が違法事実および違法被疑者を発見し、公安機関に申告「告発」し、公安機関に違法被疑者を法により調査・処理する旨を請求する行為を指す⁽¹⁶⁾。内容上、これらは対象が犯罪事実ではなく「違法」事実である点で日本法の「告訴」、「告発」⁽¹⁷⁾とは異なる(ちなみに刑事訴訟法も「報案」・「控告」・「挙報」を用いる)。だが、他により適切な訳語が見当たらないため、本稿では次善の策として、違いを説明した上で、「告訴」、「告発」と訳すことにした。

このほか、適切な訳語が見つからず、原語のまま表記したものもある。以下のとおりである。

「単位」これは「政府機関等の部門、勤務先を示す用語」⁽¹⁸⁾である。

「出(境) 入境」 出入境管理法八九条によれば、中国内地とその他の国または地域のみならず、それと香港・マカオ、中国大陆と台湾との往来をも含む(「出境入境」も「出入境」とした)。

「証拠材料」 「事件の結論の根拠」とするためには、証拠は調査により事実と確かめられなければならない(本規定二三条二項参照)。これはそうした調査を経る前の、証拠となりうる材料・資料を指す。⁽¹⁹⁾

(1) 『中華人民共和国国務院公報』二〇一三年三号二四頁以下参照。

(2) 行政規則は「国務院部門規則」と「地方政府規則」からなる(立法法七一・七三条)。「行政規則」については木間正

道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法人入門（第六版）』（有斐閣、二〇一二年）一〇四～一〇五頁（鈴木執筆）参照。

(3) 以上については孫茂利主編『公安機関辦理行政案件程序規定釈義与実務指南』（中国人民公安大学出版社、二〇一三年）二～三頁参照。

(4) 『中国法律年鑑（二〇一四）』（中国法律年鑑社、二〇一四年）一一三三、一一四二頁参照。

(5) 李春華『治安管理処罰法通論』（中国人民大学出版社、二〇〇九年）三〇四～三〇六頁参照。なお李は両者について実務のニーズを満たすとしつつも、「①検査権が部門規則により拡張解釈され、改善された場合の効力は如何に。②実務において、治安管理違反行為の調査において、検査権が及ぶ範囲は最も広く、違法被疑者の権利のみならず、他の国民の権利にも及ぶ可能性があるため、ひとたび検査権が不当に行使され、ひいては検査権が違法に行使されれば、その権利侵害の範囲も比較的広くなる」とし、行政規則による検査権に対する補充・ルール化に反省を呼びかける（同三〇六頁参照）。

(6) 「中華人民共和国国家標準 標点符号用法」（中華人民共和国国家質量監督檢驗檢疫総局・中国国家標準化管理委員会発布、二〇一二年六月一日実施）四・五・三・一参照。

(7) その判断に際しては主に孫茂利・前掲注(3)を参考にした。

(8) この点については拙著『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』（北海道大学出版会、二〇〇九年）二頁参照。

(9) 「行政強制措置とは、行政機関が行政管理過程で、違法行為を制止し、証拠の損壊を防止し、危害の発生を避け、危険の拡大を抑制する等の事由のために、法により国民の人身の自由に一時的な制限を実施し、または国民、法人もしくはその他の組織の財物に一時的な統制を実施する行為を指す」（行政強制法二条二項）。

(10) 「違法所得」とは「違法行為者が違法行為を実施したことにより得た贓物〔赃金、赃物〕およびその他の不法な利益を指す」（孫茂利・前掲注(3)三四八頁）。なお、贓物を対象とすることから、「追徴」を「追徴」と訳すことは不適當であると考える。

(11) 李元起・師維主編『警察法通論』（中国人民大学出版社、二〇一三年）九九頁（師・賈建平執筆）参照。

- (12) 以上については特に注記のない限り、孫茂利・前掲注(3)三四六―三四八頁参照。なお、刑事訴訟法の「追繳」についてであるが、粟津光世「中国における刑事附带民事訴訟(二)」産大法学四二巻三号(二〇〇八年)三〇―三二頁は「物品押収」、「物品接収」という訳語を提案する。
- (13) 治安管理处罰法上の「没収」は保証金を対象とする(一一〇条)。本規定にもこうした用法がある(二〇六条二項等)。特に「没取」と区別されていないことから、本稿では「没収」とした。
- (14) 余凌雲主編『治安管理处罰法的具体適用問題』(中国人民大学公安大学出版社、二〇〇六年)五九頁は「こうした処理は刑法と一脈相通じるものがある」と評する。
- (15) なお、治安管理处罰法上の「追繳」は「取り戻す」「追回」法的措置」と説明される(岳光輝主編『治安管理处罰法实用教程』(中国人民大学公安大学出版社、二〇〇五年)五九頁〔申劍鋒執筆〕参照。また李春華・前掲注(5)七五頁も同旨)。なお、同法二一条二項は「追繳」の対象を「治安管理違反により得た財物」と定める。この点について岳光輝書五九頁〔申劍鋒執筆〕は、「当該物を利用して経営を行い獲得した物質的利益」等も含まれると説く。
- (16) 以上について孫茂利・前掲注(3)一〇六頁参照。
- (17) 例えば松尾浩也『刑事訴訟法(上・新版)』(弘文堂、一九九九年)四〇―四一頁参照。また「処分等の求め」(行政手続法四章の二、三六条の三。平成二十七年四月一日施行)では少なくとも「控告」と「拳報」の区別ができない。なお一般に「違法」と犯罪は社会的危害性を軸に連続的に捉えられている(木間ほか・前掲注(2)三一五―三一六頁〔高見澤執筆〕参照)。実際、これらの段階で「違法」と犯罪の判別が可能とは限らず(本規定五一条、公安部「公安機關刑事事件処理手続規定」(二〇一三年一月一日施行)一七四条参照。このことは本人についても同じ)、また当初「違法」と判断された行為が最終的に犯罪と認定されることも、法律上、当然起こりうることで想定されている(行政処罰法二二条、治安管理处罰法九五条三号参照。また本規定一四七条一項六号参照)。
- (18) 宮坂宏編訳『増補改訂現代中国法令集』(専修大学出版局、一九九七年)「はじめに」参照。
- (19) 例えば張倩「行政執法与刑事司法銜接之証拠轉換——兼論新《刑事訴訟法》第五二条第二款」楊永華主編『行政執法和刑事司法銜接的理論与实践』(中国檢察出版社、二〇一三年)五四頁は「証拠は調査により事実と確かめられるまでは、証拠材料というほかなく、事件の結論の根拠とすることはできない」とする。

公安部「公安機関行政事件処理手続規定」

(二〇一二年一月三日採択、同月一九日発布、二〇一三年一月一日施行)

- 第一章 総則
- 第二章 管轄
- 第三章 回避
- 第四章 証拠
- 第五章 期間および送達
- 第六章 簡易手続
- 第七章 調査・証拠採取〔調査取証〕
 - 第一節 一般規定
 - 第二節 事件受理
 - 第三節 詢問
 - 第四節 検証・検査
 - 第五節 鑑定
 - 第六節 識別
 - 第七節 証拠保全
- 第八章 聴聞手続
 - 第一節 一般規定
 - 第二節 聴聞人員および聴聞参加者
- 第三節 聴聞の告知、申立ておよび受理
- 第四節 聴聞の開催
- 第九章 行政処理決定
 - 第一節 行政処罰の適用
 - 第二節 行政処理の決定
- 第一〇章 治安調停
 - 第一章 事件関連財物の管理および処理
 - 第二章 執行
 - 第一節 一般規定
 - 第二節 過料の執行
 - 第三節 行政拘留の執行
 - 第四節 その他の処理決定の執行
 - 第三章 涉外行政事件の処理
 - 第四章 事件の終結
 - 第五章 附則

第一章 総則

翻

【制定の目的および根拠】

第一条 公安機関が行政事件を処理する手続を規範化し、公安機関が行政事件の処理において職責を正しく履行し、国民、法人およびその他の組織の合法的権利利益を保護するために、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国行政強制法」、「中華人民共和国治安管理法」等の関係法律・行政法規に基づき、本規定を制定する。

【①行政事件の定義、②公安機関の定義】

第二条① 本規定における行政事件とは、公安機関が法律、法規および規則の規定により違法行為者に対して行政処罰および強制隔離藥物禁絶治療、収容教育等の処理措置を決定する事件を指す。

② 本規定における公安機関とは、県級以上公安機関、公安派出所、法により独立の法執行主体資格を有する公安機関業務部門および出入境審査ステーションを指す。

【事実を根拠とし、法律を準拠とする原則】

第三条 行政事件を処理するときは、事実を根拠とし、法律を準拠としなければならない。

【事件処理において遵守すべき原則】

第四条 行政事件を処理するときは、合法・公正・公開・迅速の原則を遵守し、人権を尊重し、および保障し、国民の

人格の尊厳を守らなければならない。

【教育と処罰の結合の原則】

第五条 行政事件を処理するときは、教育と処罰の結合の原則を堅持し、国民、法人およびその他の組織が自主的に法を遵守するよう教育しなければならない。

【未成年者の合法的権利利益の保障】

第六条 未成年者の行政事件を処理するときは、未成年者の心身の特徴に基づき、その合法的権利利益を保障しなければならない。

【自民族の話し言葉・文字を使用する権利の保障】

第七条 行政事件を処理するに当たり、少数民族が集居し、または多民族が共同で居住する地域においては、現地で通用している話し言葉「語言」を用いて詢問しなければならない。現地で通用している話し言葉・文字「語言文字」に通曉していない当事者については、その者達に通訳を提供しなければならない。

【法執行行為規範】

第八条 公安機関人民警察官が事件処理に当たり職務を懈怠し・私情により不正をし・職権を濫用し・他人に財物を要求し、またはそれから收受した場合は、法により処分する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第二章 管轄

【土地管轄】

第九条① 行政事件は違法行為地の公安機関が管轄する。違法行為者居住地の公安機関が管轄する方がより適切なときは、違法行為者居住地の公安機関が管轄することができるが、ただし売春・買春・賭博・薬物に関する事件はこの限りでない。

② 違法行為者居住地の公安機関に管轄を引き渡した行政事件について、違法行為地の公安機関は引渡し前に速やかに証拠を収集し、かつ、違法行為者居住地の公安機関が調査・証拠採取活動を展開することに協力しなければならぬ。

【管轄の競合】

第一〇条 複数の公安機関がいずれも管轄権を有する行政事件については、最初に受理した公安機関が管轄する。必要なきは、主な違法行為地の公安機関が管轄することができる。

【管轄指定】

第一一条① 管轄権に争いが生じたときは、共通する上級の公安機関に管轄を指定する旨を願い出る。

② 重大・複雑な事件について、上級の公安機関は直接処理し、または管轄を指定することができる。

③ 上級の公安機関が直接処理し、または管轄を指定するときは、管轄の指定を受けた公安機関およびその他の関係公安機関に書面で通知しなければならない。

④ 事件を受理していた公安機関は上級の公安機関の書面の通知を受領した日から管轄権を行使せず、かつ、直ちに事件記録資料「案巻材料」を管轄の指定を受けた公安機関または処理する上級の公安機関に移送し、速やかに当事者に書面で通知する。

【管轄の分担】

第十二条① 鉄道公安機関は列車上、職業務区域内、鉄道系統の機関、工場、段、所、隊等の単位内で発生した行政事件、および鉄道線路上に障害物を放置し、または鉄道施設を損壊し、移動させる等して鉄道運輸の安全に影響を及ぼす可能性があり、鉄道施設を窃取した行政事件を管轄する。

② 交通公安機関は港湾航路管理機構の管理する車輪船上・港・埠頭業務区域内および港湾航路系統の機関、工場、所、隊等の単位内で発生した行政事件を管轄する。

③ 民用航空公安機関は民用航空管理機構の管理する飛行場業務区域内および民用航空系統の機関、工場、所、隊等の単位内ならびに民用航空機上で発生した行政事件を管轄する。

④ 国有林区の森林公安機関は林区内で発生した行政事件を管轄する。

⑤ 税関密輸取締機構は税関密輸取締警察官の法による職務執行を妨害した治安事件を管轄する。

【公安と軍が関係する事件の管轄】

第十三条 公安機関と軍隊の相互に関係する公安行政事件の管轄の分担は公安部および中国人民解放军総政治部が別に規定する。

第三章 回避

【回避】

第十四条 公安機関責任者・事件担当人民警察官は次に掲げる事由のいずれかがあるときは、自ら回避の申立てをしなければならず、事件当事者およびその法定代理人はその者達の回避を要求する権利を有する。

- 一 本件の当事者または当事者の近親者であるとき。
- 二 本人またはその近親者が本件と利害関係があるとき。
- 三 本件当事者とその他の関係があり、事件の公正な処理に影響する可能性があるとき。

【公安機関責任者・事件担当人民警察官による回避の申立て】

第十五条 公安機関責任者・事件担当人民警察官が回避の申立てをするときは、理由を説明しなければならない。

【回避決定権者】

第十六条 事件担当人民警察官の回避は、その所属公安機関

が決定する。公安機関責任者の回避は、直近上級の公安機関が決定する。

【当事者等による回避の申立て】

第十七条 当事者およびその法定代理人が公安機関責任者・事件担当人民警察官の回避を要求する場合は、申立てをし、かつ、理由を説明しなければならない。口頭で申立てをしたときは、公安機関は事件記録に記録しなければならない。

【回避決定の期限】

第十八条 当事者およびその法定代理人がした回避の申立てについて、公安機関は申立てを受領した日から二日以内に決定し、かつ、申立人に通知しなければならない。

【回避の指令】

第十九条 公安機関責任者・事件担当人民警察官に回避しなければならない事由のいずれかがあり、本人が回避を申し立てず、当事者およびその法定代理人もその回避を申し立てなかったときは、その回避を決定する権限を有する公安機関はその者に回避を指令することができる。

【鑑定人および通訳人の回避】

第二〇条① 行政事件の調査過程において、鑑定人および通訳人について回避を必要とするときは、本章の規定を適用する。

② 鑑定人・通訳人の回避は、選定または囑託をした公安機関が決定する。

【①回避決定前の調査不停止、②回避決定後の関与禁止】
第二条① 公安機関が回避の決定をするまでは、事件担当人民警察官は行政事件の調査を停止してはならない。

② 回避の決定をした後、公安機関責任者・事件担当人民警察官は当該行政事件の調査および審査確認・審査承認業務に参加してはならない。

【回避決定前の調査の有効性】

第二条 回避の決定を受けた公安機関責任者、事件担当人民警察官、鑑定人および通訳人が回避決定の前にした事件に関係する活動が有効であるか否かは、回避の決定をした公安機関が事件の状況に基づき決定する。

第四章 証拠

【①証拠の概念および種類、②証拠運用原則】

第三条① 事件事実の証明に用いることができる材料は、いずれも証拠である。公安機関が行政事件を処理するときの証拠は次のものを含む。

- 一 物証。
- 二 書証。
- 三 被侵害者の陳述およびその他の証人の証言。
- 四 違法被疑者の陳述および弁解。
- 五 鑑定意見。
- 六 検証・検査・識別調査、現場調査。

七 視聴覚資料・電子データ。

② 証拠は必ず調査により事実と確かめられた後でなければ、事件の結論の根拠とすることはできない。

【①法による証拠収集、②不法収集証拠排除法則】

第四条① 公安機関は必ず法定手続により、違法被疑者が法違反をしたか否か・違法の情状の軽重を確認しうる証拠を収集しなければならない。

② 拷問による自白の強要および威迫、欺罔等の不法な方法により証拠を収集することを厳禁する。拷問による自白の強要等の不法な方法を用いて収集した違法被疑者の陳述および弁解ならびに暴行、威迫等の不法な方法で収集した被侵害者の陳述・その他の証人の証言は、事件の結論の根拠とすることはできない。物証・書証の収集が法定手続に合致せず、法執行の公正さに著しく影響する可能性があるときは、補正し、または合理的な説明をしなければならない。補正し、または合理的な説明をすることができないときは、事件の結論の根拠とすることはできない。

【①証拠収集・取寄せ時の告知義務、②取寄せの手続】

第五条① 公安機関は関係単位および個人から証拠の収集・取寄せをするに当たり、それに必ずありのままに証拠を提供しなければならぬ旨を告知し、かつ、それに証拠の偽造・隠匿・損壊をし、虚偽の証言を提供したときに負うべき法的責任を告知しなければならない。

② 関係単位および個人から証拠を取り寄せる必要がある場合は、公安機関事件処理部門責任者の承認を経て、証拠取寄せ通知書を発行する。被取寄せ者は通知書に押印し、または署名しなければならず、被取寄せ者が拒んだときは、公安機関は注記しなければならない。必要なときは、公安機関は録音、録画等の方式を用いて証拠の内容および証拠採取過程を固定化しなければならない。

【物証に対する要求】

第二六条① 収集取寄せをする物証は原物でなければならぬ。原物が運搬に適さず、保存が容易ではなく、または法により関係部門が保管・処理をしなければならず、もしくは法により返還しなければならぬときは、撮影し、または原物の外形もしくは内容を反映するに足る写真・映像を作成することができる。

② 物証の写真・映像は、原物と違いがないと確認され、または鑑定により真実と証明されたときは、証拠として使用することができる。

【書証に対する要求】

第二七条① 収集・取寄せをする書証は原本でなければならぬ。原本の取得が確かに困難であるときは、副本または写しを使用することができる。

② 書証の副本・写しは、原本と違いがないと確認され、または鑑定により真実と証明されたときは、証拠として使用

することができる。書証に書換えもしくは書換えの痕跡があり、合理的な説明をすることができないとき、または書証の副本・写しが書証原本およびその内容を反映できないときは、証拠として使用することができない。

【写し等作成時の要求】

第二八条 書証の副本・写し、視聴覚資料・電子データの写し、物証の写真・映像は、作成過程および原本・原物の所在に関する文字説明を付し、かつ、作成者および物の所持者または所持単位の関係者が署名しなければならない。

【刑事事件から行政事件に変更したときの証拠の転換】

第二九条 刑事事件から行政事件に変更して処理するときは、刑事事件の処理過程で収集した証拠材料は、行政事件の証拠として使用することができる。

【①証言義務、②証人適格】

第三〇条① およそ事件の状況を知っている者には、証言の義務がある。

② 生理的・精神的な欠陥があり、または年少のため、是非を弁別できず・正確に表現できない者は、証人になることができない。

【秘密保持義務】

第三一条 公安機関およびその人民警察官は行政事件を処理するに当たり、関係する国家秘密、営業秘密または個人のプライバシーについて、秘密を保持しなければならない。

第五章 期間および送達

【期間の計算】

第三二条 期間は時・日・月・年で計算し、期間の開始の時間または日は算入しない。法律文書の送達の期間には途上の時間を含まない。期間の終日が祝休日のときは、祝休日後の初日を期間満了日とするが、ただし違法行為者が人身の自由を制限されている期間については、期間満了日までとしなければならず、祝休日であることを理由に延長してはならない。

【法律文書の送達】

第三三条① 法律文書を送達するときは、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

一 簡易手続により現場処罰決定をする場合は、決定書その場で被処罰者に交付し、かつ、届け出る決定書に被処罰者が署名し、または指印しなければならない。被処罰者が拒んだときは、届け出る決定書に事件担当人民警察官が注記する。

二 本項第一号に規定するほか、行政処罰決定およびその他の行政処理決定をするときは、宣告後に決定書その場で被処罰者に交付しなければならないが、かつ、事件記録に添付する決定書に被処罰者が署名し、または指印したときは、送達したものとす。被処罰者が拒んだときは、

事件記録に添付する決定書に事件担当人民警察官が注記する。被処罰者がその場にいないときは、公安機関は決定をした七日以内に決定書を被処罰者に送達しなければならない。治安管理処罰決定は二日以内に送達しなければならない。

② 法律文書を送達する場合はまず直接送達の方式により、受送達者本人に交付しなければならない。受送達者が不在のときは、その成年の家族、所属単位の責任者またはその居住地の居（村）民委員会に交付し、これが代わりに受取る。受送達者本人または代理受取人が受取りを拒み、または署名および指印を拒んだときは、送達者はその隣人またはその他の立会人をその場に招請し、状況を説明することができ、また受取りを拒む状況を録音録画することもでき、文書を受送達者のところに置き、事件記録に添付する法律文書に拒否の事由・送達日を注記し、送達者・立会人が署名し、または指印したときは、送達したものとみなす。

③ 直接送達をするべきがないときは、その他の公安機関に代理送達を嘱託し、または郵便送達する。

④ 前述の送達方式によりなお送達できなかったときは、公示「公告」送達をすることができる。公示の範囲および方式は国民の知悉に便利でなければならないが、公示期間は六〇日より少なくてはならない。

第六章 簡易手続

【現場処罰の適用要件】

第三四条① 違法の事実が確かで、かつ、次に掲げる事由の

いずれかがある場合は、人民警察官はその場で処罰決定をすることができ、禁制品があるときは、その場で収奪することができる。

- 一 治安管理違反行為者または道路交通違法行為者を二〇〇元以下の過料または警告に処するとき。
- 二 出入境審査機関が出入境管理違反行為者を五〇〇元以下の過料または警告に処するとき。

三 その他の違法行為をした個人を五〇〇元以下の過料または警告に処するとき・単位を一〇〇〇元以下の過料または警告に処するとき。

四 法律に規定する現場処罰をすることができるその他の事由。

② 売春・買春・賭博・薬物に関係する事件には、現場処罰を適用しない。

【現場処罰の実施手続】

第三五条 現場処罰は次の手続により実施しなければならない。

- 一 違法行為者に法執行身分を示す。
- 二 証拠を収集する。

三 違法行為者に行政処罰決定をしようとしている事実、理由および根拠を口頭で告知し、かつ、違法行為者が法により有する陳述権および弁解権を告知する。

四 違法行為者の陳述および弁解を十分に聴取する。違法行為者が提出した事実、理由または証拠が成立するとき、採用しなければならない。

五 現場処罰決定書を作成し、かつ、その場で被処罰者に交付する。

六 その場で過料を徴収するときは、同時に過料受領書を作成し、被処罰者に交付する。その場で過料を徴収しなかつたときは、被処罰者に所定の期限内に指定の銀行で過料を納付する旨を告知しなければならない。

【①警察官の員数、②届出】

第三六条① 簡易手続を適用して処罰するときは、人民警察官一人で行政処罰決定をすることができる。

② 人民警察官がその場で行政処罰決定をしたときは、決定をしてから二四時間以内に現場処罰決定書を所属公安機関に届け出なければならない。交通警察官は決定をしてから二日以内に所属公安機関交通管理部門に届け出なければならない。旅客列車・民用航空機・水上で行政処罰決定をしたときは、帰還してから二四時間以内に所属公安機関に届け出なければならない。

第七章 調査・証拠採取

第一節 一般規定

【一般原則】

第三七条 行政事件を調査するときは、合法・迅速・客観的・網羅的に証拠材料の収集・取寄せをし、かつ、審査・確認をしなければならない。

【要調査事実】

第三八条 調査を要する事件事実は次のものを含む。

- 一 違法被疑者の基本的状況。
- 二 違法行為の存否。
- 三 違法行為は違法被疑者が実施したものであるか否か。
- 四 違法行為を実施した時間、地点、手段、結果およびその他の状況。
- 五 違法被疑者に法定の行政処罰をより重くし、より軽くし、減輕し、および科さない事由があるか否か。
- 六 事件に関係するその他の事実。

【業務規律】

第三九条 公安機関が調査・証拠採取をするときは、業務秘密の漏洩を防止しなければならない。

【基本的要求】

第四〇条 調査・証拠採取をする時は、人民警察官は二人より少なくてはならず、かつ、法執行身分を示さなければなら

ない。

【違法被疑者に対する安全検査】

第四一条 ① 調査して捕まえ、または出頭した違法被疑者については安全検査をしなければならず、禁制品または管制器具、武器、易燃爆発等の危険物および事件に関係する証拠とする必要のある物を発見したときは、直ちに差し押さえないなければならない。違法被疑者が携帯している事件に関係のない物については、関係規定により登録・保管・還付をしなければならない。安全検査については検査証を交付する必要はない。

② 前項に規定する差押えについては本規定第四三条および第四四条ならびに本章第七節の規定を適用する。

【事件処理中に使用可能な行政強制措置】

第四二条 行政事件を処理するときは、法により次に掲げる行政強制措置をとることができる。

- 一 物・施設・場所に対しては差押え、留置〔扣留〕、臨時封印、封印、先行登録保存、標本抽出による証拠採取等の強制措置をとる。
- 二 違法被疑者に対しては保護的拘束措置、継続的職務質問〔盤問〕、強制召喚、強制検査、審査拘留、活動範囲制限等の強制措置をとる。

【行政強制措置の実施手続】

第四三条 ① 行政強制措置を実施するときは、次に掲げる規

定を遵守しなければならない。

一 実施前に法により公安機関責任者に報告し、かつ、承認を経なければならぬ。

二 当事者に出頭を通知し、その場で当事者に行政強制措置をとる理由・根拠および当事者が法により有する権利・救済経路を告知する。当事者が出頭しなかったときは、立会人を招請して出頭してもらい、かつ、現場調査に注記する。

三 当事者の陳述および弁解を聴取する。

四 現場調査を作成し、当事者および事件担当人民警察官が署名し、または押印し、当事者が拒んだときは、調査に注記する。当事者がその場にいなるときは、立会人および事件担当人民警察官が調査に署名し、または押印する。

五 国民の人身の自由を制限する行政強制措置を実施する場合は、その場で当事者の家族に強制措置を実施する公安機関、理由、地点および期間を告知しなければならない。その場で告知するべきときは、強制措置実施後に直ちに電話、ショートメッセージ、ファックス等の方式で通知しなければならない。身元不明、家族の連絡先の提供拒否、または自然災害等の不可抗力により通知するべきときは、通知しなくともよい。家族への告知・通知の状況または家族に通知するべきがない原因

は詢問調査に注記しなければならない。

六 法律・法規に規定するその他の手続。

② 検査に当たり行政強制措置を実施するときは、検査調査を作成し、現場調査は作成しない。

【緊急時の行政強制措置】

第四四条 状況が緊急を要し、その場で行政強制措置を実施したときは、事件担当人民警察官は二四時間以内に法によりその所属公安機関責任者に報告し、かつ、承認手続を追完しなければならない。その場で国民の人身の自由を制限する行政強制措置を実施したときは、事件担当人民警察官は単位帰還後直ちに報告し、かつ、承認手続を追完しなければならない。公安機関責任者は行政強制措置をとるべきではないと認めるときは、直ちに解除しなければならない。

【継続的職務質問】

第四五条 ① 社会秩序を維持するため、人民警察官は違法の嫌疑のある者に対して、法執行身分を示した後、その場で職務質問・検査をすることができる。その場で職務質問・検査をした後、その違法の嫌疑を排除できず、法により継続的職務質問を適用することのできる者については、その者を公安機関に帯同し、公安派出所責任者の承認を経て、その者に引き続き職務質問をすることができる。出入境管理違反の被疑者について法により継続的職務質問を適用するときは、県級以上公安機関または出入境審査機関の責任

者の承認を経なければならぬ。

- ② 継続的職務質問の時は一般に一二時間とする。一二時間以内にその違法・犯罪の嫌疑を確認し、または排除することができる。真の氏名・住所・身元を述べず、かつ、二四時間以内におおその違法・犯罪の嫌疑を確認し、または排除することができない者については、四八時間まで延長することができる。

【酩酊している違法被疑者の拘束】

- 第四六条① 違法被疑者が酩酊状態にあり、本人に危険があり、または他人の人身、財産もしくは公共の安全に脅威がある場合は、その者に対して酔いが醒めるまで保護的措施をとって拘束することができ、またその家族、親族・友人
- 「親友」または所属単位にその者を引き取って監護する旨を通知することもでき、必要なときは病院に送り酔いを醒まさせる。起居動作を制御できない酩酊者については、拘束帯または警縄等を使用して拘束することができるが、ただし手錠、足枷等の戒具を使用してはならない。

- ② 拘束中は、担当者を指定し、これが嚴重に看護しなければならぬ。酩酊者が酔いから醒めたことを確認した後、直ちに拘束を解き、かつ、詢問しなければならぬ。拘束時間は詢問・調査確認「詢問査証」の時間に算入しない。

第二節 事件受理

【事件受理】

- 第四七条① 公安機関は通報し、告訴し、告発し、大衆が連行し、または違法被疑者が出頭し、およびその他の行政主管部門・司法機関が移送してきた事件を、速やかに受理し、事件受理登録表を作成し、かつ、それぞれ次のように処理しなければならない。

- 一 当該単位の管轄範囲に属する事項については、速やかに調査処理をしなければならない。
 - 二 公安機関の職責範囲に属するが、当該単位の管轄に属さないときは、受理後二四時間以内に管轄権のある単位が処理するためにこれに移送し、かつ、通報者・告訴人・告発人・連行者・出頭者に告知しなければならない。
 - 三 公安機関の職責範囲に属さない事項については、通報者・告訴人・告発人・連行者・出頭者にその他の関係主官機関に通報し、または出頭する旨を書面で告知する。
- ② 公安機関は事件を受け付けた時に、事件受理確認書一式二部を作成し、一部を通報者・告訴人・告発人・連行者に交付し、一部を事件記録に添付する。

- ③ 公安機関およびその人民警察官が日常の法執行勤務中に発見した違法行為については、第一項の規定を適用する。

【①管轄移送前の先行処置、②移送時の再計算】

- 第四八条① 公安機関の職責範囲に属するが、当該単位の管

轄に属さない事件について、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、事件を受理し、または事件を発見した公安機関およびその人民警察官は法により先行して必要な強制措置またはその他の処置措置をとらなければならない。その後管轄権のある単位に移送してこれが処理する。

- 一 違法被疑者が現に危害行為を実施しているとき。
- 二 現に違法行為を実施し、または法違反後直ちに発見された現行犯が大衆により公安機関に連行されてきたとき。
- 三 逃走中の違法被疑者がすでに捕まえられ、または発見されたとき。

四 人が死傷し、直ちに救急措置をとる必要があるとき。

五 緊急措置をとらなければならないその他の事由。

② 行政事件の管轄を移送するときは、詢問・調査確認の時間および差押え等の措置の期間は改めて起算する。

【通報者の秘密保持】

第四九条 通報者が自己の氏名および通報行為の公表を望まないときは、公安機関は事件受理登録時に注記し、かつ、その者のために秘密を保持しなければならない。

【通報者等提供の証拠の登録および保管】

第五〇条 通報者・告訴人・告発人・連行者・出頭者が提供した関係証拠材料、物等については登録し、証拠受領目録を発行し、かつ、適切に保管しなければならない。必要なときは、写真撮影・録音・録画をしなければならない。事

件移送時に、関係証拠材料および物を併せて送致しなければならない。

【刑事事件か行政事件かを確定できないときの処理】

第五一条 発見し、または受理した事件について一時的に刑事事件か行政事件かを確定するべきがないときは、行政事件の手続により処理することができる。処理過程において犯罪を構成する嫌疑があると思料するときは、「公安機関刑事事件処理手続規定」により処理しなければならない。

第三節 詢問

【違法被疑者詢問の地点】

第五二条 違法被疑者を詢問するときは、違法被疑者の住処または単位であることができ、また違法被疑者をその所在市・県内の指定の地点に召喚してすることもできる。

①②召喚・口頭召喚の要件、③強制召喚の要件、④召喚に

関する告知・通知】

第五三条 ① 違法被疑者を召喚して調査を受けさせる必要があるときは、公安派出所、県級以上公安機関事件処理部門または出入境審査機関の責任者の承認を経て、召喚状を用いて召喚する。現場で発見した違法被疑者については、人民警察官は職員証を提示して、口頭で召喚することができる。かつ、詢問調書に違法被疑者が出頭した経緯、出頭の時間および退去の時間を注記する。

② 単位が公安行政管理規定に違反し、その責任を直接負う
主管人員およびその他の直接的責任者を召喚する必要がある
ときは、前項の規定を適用する。

③ 正当な理由なく召喚を受け入れず、または召喚から逃げ
た治安管理・消防安全管理・出入境管理違反の被疑者およ
び法律に強制召喚をすることができると規定するその他の
違法被疑者については、公安派出所、県級以上公安機関事
件処理部門または出入境審査機関の責任者の承認を経て、
強制召喚をすることができると規定する。強制召喚をするときは、法
により手錠、警縄等の拘束的戒具を使用することができる。

④ 公安機関は召喚の原因および根拠を被召喚者に告知し、
かつ、その家族に通知しなければならない。公安機関が被
召喚者の家族に通知するときは、本規定第四三條第一項第
五号の規定を適用する。

【召喚状による召喚後の手続】

第五四條 召喚状を用いて召喚した場合は、違法被疑者が召
喚されて出頭した後、および詢問・調査確認終了後、その
者が召喚状に出頭および退去の時間を記入し、かつ、署名
しなければならない。記入または署名を拒んだときは、事
件担当人民警察官が召喚状に注記しなければならない。

【召喚後の時間的制限】

第五五條 ① 召喚された違法被疑者については、速やかに詢
問・調査確認をしなければならない。詢問・調査確認の時間

は八時間を超えてはならない。事件の状況が複雑で、違法
行為に法により行政拘留処罰を適用する可能性があるとき
は、詢問・調査確認の時間は二四時間を超えてはならない。
② 連続して召喚する形式で形を変えて違法被疑者を拘禁し
てはならない。

【自首・大衆連行の違法被疑者の詢問・調査確認】

第五六條 ① 自ら出頭して自首し、または大衆が連行してき
た違法被疑者について、公安機関は直ちに詢問・調査確認
を行い、かつ、詢問調査に違法被疑者の出頭の経緯・出頭
および退去の時間を明記しなければならない。詢問・調査
確認の時間については本規定第五五條第一項の規定を適用
する。

② 自ら出頭して自首し、または大衆が連行してきた違法被
疑者について、公安機関は本規定第四三條第一項第五号の
規定を適用してその家族に通知しなければならない。

【違法被疑者詢問に関する要求】

第五七條 ① 違法被疑者を詢問するときは、公安機関の事件
処理場所で行わなければならない。

② 詢問・調査確認の期間中は違法被疑者の飲食および必要
な休息時間を保証し、かつ、詢問調査に注記しなければな
らない。

③ 詢問・調査確認の合間の期間中、違法被疑者を待合室に
送り、かつ、待合室の管理規定により執行することができ

る。

【個別の詢問】

第五八条 違法被疑者、被侵害者またはその他の証人を詢問するときは、個別に行わなければならない。

【違法被疑者の初回詢問時の要解明事項】

第五九条① 違法被疑者を初めて詢問する場合は、違法被疑者の氏名・生年月日・戸籍所在地・現住所・身分証の種類および番号、各級人民代表大会代表であるか否か、刑事処罰または行政拘留・労働矯正・収容教育・強制隔離藥物禁絶治療・コミユニティ内藥物禁絶治療・収容矯正を受けたことがあるか否か等の状況を質問して明らかにしなければならない。必要なきときは、さらにその主な家族、勤務単位、学歴〔文化程度〕、民族、身体の状態等の状況を質問して明らかにしなければならない。

② 違法被疑者が外国人である場合は、初めて詢問するに当たつてさらにその国籍、出入証の種類および番号、査証の種類、入境時間、入境事由等の状況を質問して明らかにしなければならない。必要なきときは、さらにその在華関係者等の状況を質問して明らかにしなければならない。

【権利義務の告知】

第六〇条 詢問するに当たつては、被詢問者に必ずありのままに証拠・証言を提供しなければならない旨、および故意に偽証し、または証拠を隠匿したときに負うべき法的責任、

本件と関係のない問題については回答を拒む権利がある旨を告知しなければならない。

【未成年者詢問時の立会い】

第六一条 未成年者を詢問するときは、その父母またはその他の監護人に立会いを通知しなければならない。その父母またはその他の監護人が立ち会うことができないときは、未成年者のその他の成年親族、所属する学校・単位・居住地基層組織または未成年者保護組織の代表に立会いを通知することもできるとともに、関連状況を事件記録に記録すること。確かに通知するすべがなく、または通知後に立ち会わなかったときは、詢問調書に注記しなければならない。

【通訳】

第六二条① 聾啞者を詢問するときは、手話に通曉した者の援助の提供があり、かつ、詢問調書に被詢問者の聾啞の状況ならびに通訳人の氏名、住所、勤務単位および連絡方法を注記しなければならない。

② 現地で通用している話し言葉・文字に通曉していない被詢問者については、その者のために通訳人を配備し、かつ、詢問調書に通訳人の氏名、住所、勤務単位および連絡方法を注記しなければならない。

【①②調書作成方法、③詢問の全過程録音・録画】

第六三条① 詢問調書は被詢問者が確認するためにこれに交付しなければならない。読解能力がない者については、その

者に読み聞かせなければならない。記録に誤りまたは遺漏があるときは、被詢問者が更正し、または補充することを許し、かつ、その者に修正箇所指印する旨を求めなければならぬ。被詢問者は調書に誤りが無いことを確認した後、詢問調書の各ページに署名し、または指印しなければならぬ。署名および指印を拒んだときは、事件担当人民警察官は詢問調書に注記しなければならない。

② 事件担当人民警察官は詢問調書に署名しなければならず、通訳人は詢問調書の末尾に署名しなければならない。

③ 詢問時は、全過程の録音・録画をすることができ、かつ、録音・録画資料の完全性を保持する。

【書面資料の自主的提供】

第六四条 違法被疑者、被侵害者またはその他の証人が自ら書面資料を提供する旨を請求した場合は、認めなければならない。必要なときは、事件担当人民警察官は違法被疑者、被侵害者またはその他の証人に自筆する旨を求めることができる。違法被疑者、被侵害者またはその他の証人はその提供する書面資料の末尾に署名し、または指印しなければならない。プリントアウトした書面資料については、違法被疑者、被侵害者またはその他の証人は各ページに署名し、または指印しなければならない。事件担当人民警察官は書面資料を受領した後、最初のページに受領日を注記し、かつ、署名しなければならない。

【違法被疑者の陳述および弁解】

第六五条 違法被疑者を詢問するときは、違法被疑者の陳述および弁解を聴取しなければならない。違法被疑者の陳述および弁解については、確かめなければならない。

【被侵害者・証人・関係者への詢問】

第六六条 ① 被侵害者、その他の証人またはその他の事件関係者を詢問する場合は、現場で行うことができ、またその単位、学校、住居、その居住地の居（村）民委員会またはその申し出た地点で行うこともできる。必要なときは、書面、電話またはその場でその者に公安機関に出頭して証言を提供する旨を通知することもできる。

② 現場で詢問するときは、事件担当人民警察官は職員証を提示しなければならない。

③ 詢問前に、被詢問者の身元およびその者と被侵害者・その他の証人・違法被疑者との関係を調べなければならない。

第四節 検証・検査

【検証】

第六七条 ① 違法行為の事件発生現場について、必要なときは検証し、事件に関係する証拠材料を採取し、事件の性質を判断し、調査の方向および範囲を確定しなければならない。

② 現場検証は刑事事件の現場検証の関係規定を参照して執

行する。

【検査】

第六八条① 違法行為に係る場所・物・身体については

検査をすることができる。検査に当たり、人民警察官は二人より少なくはならず、かつ、職員証および県級以上公安機関が発付した検査証を提示しなければならない。確かに直ちに検査を行う必要がある場合は、人民警察官は職員証を提示して、その場で検査することができる。ただし国民の住居を検査するときは、必ず国民の住居内で現に公共の安全もしくは国民の人身の安全に危害を及ぼす事件（事案）が発生し、または違法に危険物を貯蔵し、直ちに検査しなければ公共の安全または国民の人身・財産の安全に重大な危害を惹起する可能性があることを示す証拠または大衆の通報「報警」がなければならぬ。

② 機関、団体、企業、非営利事業単位または公共の場に対して日常的な法執行監督検査を行うときは、関係法律、法規および規則により執行し、前項の規定を適用しない。

【違法被疑者の身体検査】

第六九条① 違法被疑者に検査を行うときは、被検査者の人格の尊厳を尊重しなければならない。人格の尊厳を損なう方式で検査をしてはならない。

② 女子の身体を検査するときは、女子職員が行わなければならない。

③ 法により売春・買春者に性病検査を行うときは、医師が行わなければならない。

【場所・物の検査】

第七〇条① 場所または物を検査するときは、物の不必要な損壊の惹起を避けるよう注意しなければならない。

② 場所を検査するときは、被検査者または立会人の立会いがなければならない。

【検査調書】

第七一条 検査の状況については検査調書を作成しなければならない。検査調書は検査者・被検査者または立会人が署名する。被検査者が立ち会わず、または署名を拒んだときは、事件担当人民警察官は検査調書に注記しなければならない。

第五節 鑑定

【鑑定人の選定・嘱託】

第七二条① 事件の状況を解明するために、専門的な技術問題について鑑定を行う必要があるときは、専門知識を有する者を選定し、またはこれに嘱託して行わなければならない。

② 当該公安機関以外の者に鑑定を嘱託する必要があるときは、公安機関事件処理部門責任者の承認を経た後に、鑑定嘱託状を作成しなければならない。

【①必要な条件の提供、②資料の保管および送付、③強迫・暗示の禁止】

第七三条① 公安機関は鑑定のために必要な条件を提供し、速やかに関係する検査資料および比較サンプル等のオリジナルの資料を引き渡し、鑑定に関係する状況を紹介し、かつ、鑑定による解決を求める問題を明確に提示しなければならない。

② 事件担当人民警察官は検査資料の保管および送付業務を善処し、かつ、検査資料の送付段階の責任者を注記し、検査資料の移送段階における同一性および汚染されないことを確保しなければならない。

③ 鑑定人にある種の鑑定意見を作成する旨を強迫し、または暗示することを禁止する。

【①傷害の鑑定、②診断証明書、③精神鑑定】

第七四条① 人身傷害の鑑定は法医が行う。

② 衛生行政主管部門が許可した医療機構の執務資格を有する医師が発行した診断証明書は、公安機関が人身傷害の程度を認定する根拠とすることができるが、ただし本規定第七五条に規定する事由があるときはこの限りでない。

③ 精神病の鑑定については、精神病鑑定資格を有する鑑定機構が行う。

【負傷状況鑑定】

第七五条 人身傷害事件に次に掲げる事由のいずれかがある

ときは、公安機関は負傷状況鑑定を行わなければならない。
一 負傷程度が比較的重く、軽傷以上の傷害程度を構成する可能性があるとき。
二 被侵害者が負傷状況鑑定の実施を求めたとき。
三 違法被疑者・被侵害者に傷害程度について争いがあるとき。

【被侵害者が負傷状況鑑定に協力しなかったときの取扱い】

第七六条① 負傷状況鑑定を行う必要のある事件について、被侵害者が診断証明書の提供を拒み、または負傷状況鑑定の実施を拒んだときは、公安機関は関連状況を事件記録に記録しなければならない。かつ、すでに認定した事実に基づき処理決定をすることができる。

② 公安機関の通知を経て、被侵害者が正当な理由なく公安機関が確定した期間内に負傷状況鑑定をしなかったときは、鑑定を拒んだものとみなす。

【事件関連物の価格鑑定評価】

第七七条① 事件関連物の価値が不明であり、または確定しがたいときは、公安機関は価格鑑定評価機構に価格評価を委託しなければならない。

② 当事者が提供した購入領収書等の受取書に基づき価値を認定することができる事件関連物、または価値が明らかに刑事事件登録基準に至らない事件関連物について、公安機関は価格鑑定評価を行わなくともよい。

【①薬物検査、②精神薬品・麻酔薬品の濃度検査】

第七八条① 薬物使用の嫌疑のある者については、薬物検査を行わなければならない。被検査者は協力しなければならない。検査を受けることを拒んだ者については、県級以上公安機関またはその派出機構の責任者の承認を経て、強制検査をすることができる。女子の被検査者の検査サンプルを採取するときは、女子職員が行わなければならない。

② 国家管制の精神薬品・麻酔薬品の服用の嫌疑のある原動機付車両の運転者については、その者に対して体内の国家管制の精神薬品・麻酔薬品の濃度検査を行うことができる。

【アルコール検査】

第七九条① 飲酒後に原動機付車両を運転した嫌疑のある者については、その者に対して呼気アルコール検査をしなければならない。次に掲げる事由のいずれがあるときは、直ちに血液サンプルを採取し、アルコール血中濃度を検査しなければならない。

- 一 当事者が呼気アルコール検査の結果に異議があるとき。
- 二 当事者が呼気アルコール検査への協力を拒んだとき。
- 三 原動機付車両の酒酔い運転の嫌疑があるとき。
- 四 飲酒後に原動機付車両を運転して交通事故を起こした嫌疑があるとき。

② 当事者が呼気アルコール検査の結果に異議がないときは、確認の署名をしなければならない。事後に異議を申し立て

たときは、採用しない。

【鑑定意見】

第八〇条① 鑑定人は鑑定した後、鑑定意見を発行しなければならない。

鑑定意見には委託者・委託を受けた鑑定事項・交付された鑑定の関係資料・鑑定の時間、根拠および結論的意見等の内容を明記し、かつ、鑑定人が署名し、または押印しなければならない。分析により鑑定意見を得たときは、分析過程の説明がなければならない。鑑定意見には鑑定機構および鑑定人の資質証明書またはその他の証明文書を添付しなければならない。

② 鑑定人は鑑定意見に責任を負い、如何なる機関、団体、企業、非営利事業単位および個人の干渉をも受けない。多数人が鑑定に参加し、鑑定意見に対して異なる意見があるときは、注記しなければならない。

③ 鑑定人が故意に虚偽の鑑定をしたときは、法的責任を負わなければならない。

【①鑑定意見の審査、②③鑑定意見の告知、④⑤再鑑定の申立て、⑥職権再鑑定】

第八一条① 事件担当人民警察官は鑑定意見を審査しなければならない。

② 審査を経て証拠として使用する鑑定意見について、公安機関は鑑定意見を受領した日から五日以内に鑑定意見の謄本を違法被疑者および被侵害者に送達しなければならない。

③ 医療機構が発行した診断証明書が公安機関が人身傷害の

程度を認定する根拠とするときは、診断証明書の結論を書
面で違法被疑者および被侵害者に告知しなければならない。

④ 違法被疑者または被侵害者が鑑定意見に異議があるとき
は、鑑定意見の謄本を受領した日から三日以内に再鑑定の
申立てをすることができ、県級以上公安機関の承認を経た
後に、再鑑定をする。同一の行政事件の同一事項について
の再鑑定は一回限りとする。

⑤ 当事者が再鑑定を申し立てたか否かは、事件の正常な処
理に影響しない。

⑥ 公安機関が必要と思料したときは、再鑑定を直接決定す
ることもできる。

【①再鑑定事由、②不許可決定】

第八二条① 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、再鑑
定をしなければならない。

一 鑑定手続が違法であり、または関係する専門技術上の
要請に違反し、鑑定意見の正確性に影響する可能性がある
るとき。

二 鑑定機構・鑑定人が鑑定の資質および条件を具備して
いないとき。

三 鑑定意見が明らかに根拠不足であるとき。

四 鑑定人が故意に虚偽の鑑定をしたとき。

五 鑑定人が回避すべきであったにもかかわらず回避しな

かったとき。

六 検査資料が偽りであり、または損壊されたとき。

七 再鑑定をしなければならないその他の事由。

② 前項に規定する事由に該当しないときは、県級以上公安
機関責任者の承認を経て、再鑑定不許可の決定をし、かつ、
決定をした日から三日以内に書面で申立人に通知する。

【再鑑定の鑑定人】

第八三条 再鑑定をするときは、公安機関は別に鑑定人を選
定し、または囑託しなければならない。

【鑑定費用】

第八四条 鑑定費用は公安機関が負担するが、ただし当事者
が自ら鑑定したときはこの限りでない。

第六節 識別

【識別】

第八五条 事件の状況を解明するため、事件担当人民警察官
は違法被疑者、被侵害者または他の証人に、違法行為
に関係する物・場所または違法被疑者について識別をさせ
ることができる。

【①主宰者、②準備作業】

第八六条① 識別は二人以上の事件担当人民警察官が主宰す
る。

② 識別を組織する前に、識別者に識別対象の具体的特徴を

詳細に詢問し、かつ、識別者が識別対象を見ることを避けなければならない。

【個別実施】

第八七条 多数の識別者が同一の識別対象について、または

一人の識別者が多数人の識別対象について識別をするときは、個別に行わなければならない。

【実施時の要求】

第八八条① 識別するに当たり、識別対象を特徴の類似する

その他の対象に紛れ込ませなければならず、識別者に如何なる暗示をも与えてはならない。

② 違法被疑者を識別するときは、識別される人数は七人以上少なくてはならない。違法被疑者の写真を識別するときは、一〇人の写真より少なくてはならない。

③ 各個の物を識別するときは、紛れ込ませる同類の物は五個より少なくてはならない。

④ 同一の識別者が同一の事件の關係する識別対象について多数組の識別をするときは、ダミーの写真またはダミーの人を重複して使用してはならない。

【識別者の秘密保持】

第八九条 識別者が身元を明かすことを望まなかつたときは、

違法被疑者の識別については識別者を明らかにしない状況で行うことができ、公安機関およびその人民警察官はその者の秘密を保持しなければならない。

【識別調査】

第九〇条 識別の経過および結果については、識別調査を

成し、事件担当人民警察官および識別者が署名し、または指印しなければならない。必要なときは、識別過程について録音・録画をしなければならない。

第七節 証拠保全

【差押えおよび留置】

第九一条① 次に掲げる物については、公安機関責任者の承認を経て、法により差し押さえ、または留置することができる。

- 一 治安事件・出入境管理違反事件に關係して証拠とする必要のある物。
- 二 道路交通安全の法律・法規に留置を適用すると規定する車両・原動機付車両運転免許証。
- 三 法律・法規に差押えまたは留置を適用すると規定するその他の物。

② 次に掲げる物については、差し押さえ、または留置してはならない。

- 一 事件に關係のない物。
 - 二 国民個人およびその扶養家族の生活必需品。
 - 三 被侵害者または善意の第三者が合法的に占有する財産。
- ③ 本条第二項第二号・第三号の事由がある場合は、登録し、

登録財産の名称・規格・数量・特徴を明記し、かつ、占有者が署名し、または指印しなければならぬ。必要となるときは、写真撮影をすることができる。ただし、事件に関係があつて必ず鑑定しなければならないときは、法により差し押さえることができ、終了後に直ちに解除しなければならぬ。

【封印】

第九二条① 次に掲げる行政事件を処理するに当たり、専ら無鑑札経営活動の従事に用いる場所・施設・物について、公安機関責任者の承認を経て、法により封印することができる。ただし違法行為に関係のない場所・施設、国民個人およびその扶養家族の生活必需品については封印してはならない。

- 一 国の規定により公安機関の許可が必要な業種を無断で経営したとき。
- 二 「娯楽場管理条例」により公安機関が取締措置をとることができるとき。
- 三 法律・法規に封印を適用すると規定するその他の公安行政事件。

② 関係単位または個人が通知を経ても速やかに消防上の安全の隠れた危険を除去せずに公共の安全に重大な脅威をもたらす可能性があるときは、公安機関消防機構は危険な部位または場所に臨時封印措置をとらなければならない。

③ 場所・施設・物がすでにその他の国家机关により法により封印されているときは、重ねて封印してはならない。

【標本抽出による証拠採取】

第九三条① 証拠を収集するときは、公安機関事件処理部門責任者の承認を経て、標本抽出による証拠採取の方法を用いることができる。

② 標本抽出による証拠採取は無作為の方法を用いなければならない。抽出する標本の数量は母集団「本品」の品質の特徴を認定することができる限りとする。

③ 標本抽出による証拠採取をするときは、標本抽出による証拠採取の現場、標本抽出された物および抽出された標本の写真を撮影し、または標本抽出の過程を録画しなければならない。

④ 抽出した標本は速やかに検査しなければならない。検査を経て、証拠として使用することができる場合は、法により差押え、先行登録保存または登録をしなければならない。証拠に当たらない場合は、速やかに標本を返還しなければならない。標本に減損があつたときは、補償しなければならない。

【先行登録保存】

第九四条① 証拠が滅失し、または以後取得しがたくなる可能性がある状況においては、公安機関事件処理部門責任者の承認を経て、先行登録保存をすることができる。

② 先行登録保存期間中、証拠所持者およびその他の者は証拠を毀損し、または移転してはならない。

③ 先行登録保存をした証拠については、七日以内に処理の決定をしなければならない。期限を過ぎても処理の決定をしなかったときは、自動的に解除されたものとみなす。

【①証拠保全決定書の必要的記載事項、②証拠保全目録、③記録媒体の差押えおよび保管】

第九五条① 差押え、留置、封印、標本抽出による証拠採取、先行登録保存等の証拠保全措置を実施した場合は、当事者とともに点数を精査し、証拠保全決定書を作成し、かつ、その場で交付しなければならない。必要なときは、証拠保全措置をとった証拠の写真を撮影し、または証拠保全をする過程を録画しなければならない。証拠保全決定書には次に掲げる事項を明記しなければならない。

- 一 当事者の氏名または名称・住所。
- 二 標本抽出による証拠採取・先行登録保存・差押え・留置・封印の理由、根拠および期間。
- 三 行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する経路および期間。
- 四 決定をした公安機関の名称、印章および日付。

② 証拠保全決定書には目録を添付しなければならず、証拠保全措置をとられた場所・施設・物の名称、規格、数量、特徴等を明記し、事件担当人民警察官および当事者が署名

した後、一部を当事者に交付し、一部を事件記録に添付する。立会人がいるときは、さらに立会人が署名しなければならない。当事者または立会人が署名を拒んだときは、事件担当人民警察官は証拠保全目録に注記しなければならない。

③ 証拠として使用することのできる録音テープ・録画テープ・電子データの記録媒体については、差押えをする時に検査し、事件類型、内容ならびに録取および複製をした時間、地点等を明記し、かつ、適切に保管しなければならない。

【期間】

第九六条① 差押え・留置・封印の期間は三〇日とし、状況が複雑な場合は、県級以上公安機関責任者の承認を経て、三〇日延長することができる。法律・行政法規に別の規定があるときはこの限りでない。差押え・留置・封印の期間を延長したときは、速やかに当事者に書面で告知し、かつ、理由を説明しなければならない。

② 物について鑑定をする必要があるときは、鑑定期間は差押え・留置・封印の期間に算入しないが、ただし鑑定の期間を書面で当事者に告知しなければならない。

【解除】

第九七条① 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、公安機関は速やかに証拠保全解除決定をしなければならない。

- 一 当事者に違法行為がないとき。
- 二 証拠保全をされた場所・施設・物が違法行為に関係がないとき。

三 すでに処理の決定をし、もはや証拠保全措置をとる必要がないとき。

四 証拠保全措置をとる期間が満了したとき。

五 臨時封印された危険な部位および場所の火災の隠れた危険がすでに取り除かれたとき。

六 もはや証拠保全措置をとる必要がないその他の事由。

② 証拠保全措置を解除したときは、直ちに財物を還付し、かつ、当事者が確認の署名をしなければならぬ。

【管轄変更に伴う事件関連財物および果実の送致】

第九八条 行政事件の管轄を変更するときは、事件に関係のある財物およびその果実を事件と共に送致し、かつ、書面ですべて当事者に告知しなければならぬ。送致時に、送致を受けた者・送致者が対面で点数を精査し、かつ、受渡証に共同で署名する。

第八章 聴聞手続

第一節 一般規定

【対象】

第九九条① 次に掲げる行政処罰決定をする前に、違法被疑者に聴聞の開催を要求する権利がある旨を告知しなければ

ならない。

一 生産営業停止命令。

二 許可証または免許証の取消し。

三 比較的高額の過料。

四 法律、法規および規則に違法被疑者が聴聞の開催を要求することができる規定するその他の事由。

② 前項第三号における「比較的高額の過料」とは、個人に対して処する二〇〇元以上の過料、単位に対して処する一万元以上の過料、辺防・出入境管理の法律、法規および規則に違反した個人に対して処する六〇〇元以上の過料を指す。地方法規または地方政府規則に基づきする過料処罰について、聴聞を適用する過料額は地方の規定により執行する。

【組織】

第一〇〇条① 聴聞は公安機関法制部門が組織して実施する。

② 法により独立の法執行主体資格を有する公安機関業務部門および出入境審査ステーションが法により行政処罰決定をするときは、その非当該事件調査者により聴聞を組織する。

【聴聞要求を理由とする処罰加重の禁止】

第一〇一条 公安機関は違法被疑者が聴聞を要求したことを理由に処罰を加重してはならない。

【全面的聴取の原則】

第一〇二条 聴聞人員は行政事件の事実、証拠、手続、法適用等の面について当事者の陳述および弁解を全面的に聴取しなければならない。

第二節 聴聞人員および聴聞参加者

【聴聞人員】

第一〇三条① 聴聞に当たり、聴聞主宰者一人を置き、これが聴聞の組織の責を負う。記録員一人を置き、これが聴聞調書の作成の責を負う。必要ときは、聴聞員一人ないし二人を置くことができ、これが聴聞主宰者による聴聞の実施に協力する。

② 当該事件調査者は聴聞主宰者、聴聞員または記録員を担当することができない。

【聴聞主宰者の職権】

第一〇四条 聴聞主宰者は次に掲げる事項を決定し、または展開する。

- 一 聴聞開催の時間・地点。
- 二 聴聞を公開で開催するか否か。
- 三 聴聞参加者に出頭して聴聞に参加し、証拠の提供または補充をする旨を求めること。
- 四 聴聞の延期、中止または終了。
- 五 聴聞を主宰し、事件の事実、理由、証拠、手続、法適用等について証拠調べ「質証」および弁論を組織すること。

と。

六 聴聞秩序を維持し、聴聞紀律に違反する行為を制止すること。

七 聴聞員・記録員の回避。

八 その他の関係事項。

【聴聞参加者】

第一〇五条 聴聞参加者は次の者を含む。

- 一 当事者およびその代理人。
- 二 当該事件の事件担当人民警察官。
- 三 証人・鑑定人・通訳人。
- 四 その他の関係者。

【当事者の権利】

第一〇六条 当事者は聴聞活動において次に掲げる権利を有する。

- 一 回避の申立て。
- 二 一人ないし二人に代理を依頼し、聴聞に参加させること。
- 三 陳述、弁解および証拠調べを行うこと。
- 四 聴聞調書の確認・補正。
- 五 法により有するその他の権利。

【第三者の参加】

第一〇七条 聴聞事件の処理結果と直接の利害関係のあるその他の国民、法人またはその他の組織が、第三者として聴

聞への参加を申し立てた場合は、認めなければならない。事件の状況を説明するため、必要なときは、聴聞主宰者はそれに聴聞への参加を通知することもできる。

第三節 聴聞の告知、申立ておよび受理

【告知の主体、時期および内容】

第一〇八条 聴聞手続を適用する行政事件について、事件処理部門は処罰意見を提出した後、違法被疑者にしようとしている行政処罰および聴聞開催を要求する権利がある旨を告知しなければならない。

【申立期間】

第一〇九条 違法被疑者が聴聞を要求するときは、公安機関の告知後三日以内に申立てをしなければならない。

【申立期間内の再申立て】

第一一〇条 違法被疑者が聴聞を放棄し、または聴聞の要求を取り下げた後、処罰決定をする前に、再び聴聞を要求したときは、聴聞申立ての有効期間内でありさえすれば、認めなければならない。

【申立ての受理】

第一一一條 公安機関は聴聞申立てを受領した後、二日以内に受理するか否かを決定しなければならない。聴聞申立人の要求が聴聞の要件に該当しないと認め、不受理を決定したときは、聴聞不受理通知書を作成し、聴聞申立人に告知

しなければならない。期限を過ぎても聴聞申立人に通知していないときは、受理したものとみなす。

【開催通知】

第一一二条 公安機関は聴聞を受理した後、聴聞開催の七日前に聴聞開催通知書を聴聞申立人に送達し、かつ、聴聞開催の時間・地点をその他の聴聞参加者に通知しなければならない。

第四節 聴聞の開催

【①開催期限、②公開】

第一一三条① 聴聞は公安機関が聴聞申立てを受領した日から一〇日以内に開催しなければならない。

② 国家秘密・営業秘密・個人のプライバシーに関わる行政事件を除き、聴聞は公開で開催しなければならない。

【延期の申立て】

第一一四條 聴聞申立人が期日に聴聞に参加できないときは、延期を申し立てることができ、許可するか否かは、聴聞主宰者が決定する。

【併合】

第一一五條 二人以上の違法被疑者がそれぞれ同一の行政事件について聴聞を要求したときは、併合して開催することができる。

【同一事件の一括処理】

第二一六条 同一の行政事件に二人以上の違法被疑者がおり、そのうちの一部の違法被疑者が聴聞の申立てをしたときは、聴聞開催後に一括して処理の決定をしなければならない。

【冒頭手続】

第二一七条 聴聞開始時に、聴聞主宰者は聴聞参加者を照合する。事件類型を宣言する。聴聞員、記録員および通訳人の名簿を宣言する。当事者に聴聞中の権利および義務を告知する。当事者に回避の申立てをするか否かを詢問する。聴聞を公開しない行政事件については、聴聞を公開しない理由を宣言する。

【冒頭陳述】

第二一八条 聴聞開始後、まず事件担当人民警察官が聴聞申立人の違法の事実、証拠および法的根拠ならびに行政処罰意見を提出する。

【証拠の顕出方法】

第二一九条 事件担当人民警察官が証拠を提出するときは、聴聞会に提示しなければならない。証人の証言、鑑定意見、検証調書およびその他の証拠とする文書については、その場で朗読しなければならない。

【①聴聞申立人の陳述等、②第三者の陳述等】

第二二〇条① 聴聞申立人は事件担当人民警察官が提出した違法の事実、証拠および法的根拠ならびに行政処罰意見について陳述、弁解および証拠調べをすることができ、かつ、

新たな証拠を提出することができる。
② 第三者は事実を陳述し、新たな証拠を提出することができる。

【証人出頭通知・証拠取寄せの申立て】

第二二一条 聴聞過程で、当事者およびその代理人は新たな証人に出頭して証言する旨を通知し、新たな証拠を取り寄せることを申し立てることができる。前述の申立てに対して、聴聞主宰者はその場で同意するか否かの決定をしなければならぬ。再鑑定を申し立てたときは、本規定第七章第五節の関係規定により処理する。

【弁論】

第二二二条 聴聞申立人、第三者および事件担当人民警察官は事件の事実、証拠、手続、法適用、処罰の種類および枠「幅度」等の問題をめぐって弁論をすることができる。

【最終陳述】

第二二三条 弁論終了後、聴聞主宰者は聴聞申立人・第三者・事件担当人民警察官各側の最終意見陳述を聴取しなければならない。

【①中止、②再開】

第二二四条① 聴聞過程で、次に掲げる事由のいずれかがあったときは、聴聞主宰者は聴聞を中止することができる。
一 新たな証人に出頭する旨を通知し、新たな証拠を取り寄せる必要があり、または再鑑定もしくは再検証を必要

とするとき。

- 二 回避により聴聞を継続できなくなったとき。
- 三 聴聞を中止する必要があるその他の事由。
- ② 聴聞を中止した事由が消滅した後、聴聞主宰者は速やかに聴聞を再開しなければならない。

【終了】

- 第二二五条 聴聞過程で、次に掲げる事由のいずれかがあったときは、聴聞を終了しなければならない。
 - 一 聴聞申立人が聴聞申立てを取り下げたとき。
 - 二 聴聞申立人およびその代理人が正当な理由なく出席を拒み、または聴聞主宰者の許可を経ずに途中で聴聞から退出したとき。
 - 三 聴聞申立人が死亡し、または聴聞申立人たる法人もしくはその他の組織が取り消され・解散したとき。
 - 四 聴聞過程で、聴聞申立人またはその代理人が聴聞秩序を壊乱し、諫止を聞き入れなかったため、聴聞を正常に行うことができなくなったとき。
 - 五 聴聞を終了する必要があるその他の事由。
- 第二二六条 聴聞参加者および傍聴人は聴聞会場の規律を遵守しなければならない。聴聞会場の規律に違反した者に対して、聴聞主宰者は警告して制止しなければならない。制止に従わず、聴聞の正常な進行を妨害した傍聴人について

は、その者に退場を命じる。

【調書の内容】

第二二七条 記録員は聴聞開催の状況を聴聞調書に記入しなければならない。聴聞調書には次に掲げる内容を明記しなければならない。

- 一 事件類型。
- 二 聴聞の時間、地点および方式。
- 三 聴聞人員および聴聞参加者の身元状況。
- 四 事件担当人民警察官が陳述した事実、証拠および法的根拠ならびに行政処罰意見。
- 五 聴聞申立人またはその代理人の陳述および弁解。
- 六 第三者が陳述した事実および理由。
- 七 事件担当人民警察官・聴聞申立人またはその代理人・第三者の証拠調べ・弁論の内容。
- 八 証人が陳述した事実。
- 九 聴聞申立人・第三者・事件担当人民警察官の最終意見陳述。
- 一〇 その他の事項。

【調書の確認】

第二二八条① 聴聞調書は聴聞申立人に交付して閲覧させ、またはその者に読み聞かせなければならない。聴聞調書の証人の陳述部分については、証人に交付して閲覧させ、またはその者に読み聞かせなければならない。聴聞申立人ま

たは証人が聴聞調書に誤りがあると思料したときは、補充または修正を請求することができる。聴聞申立人または証人は誤りがないことを確認した後、署名し、または指印する。聴聞申立人または証人が拒んだときは、記録員が聴聞調書に状況を明記する。

② 聴聞調書は聴聞主宰者が確認「審閲」した後、聴聞主宰者、聴聞員および記録員が署名する。

【聴聞報告書の作成】

第一二九条① 聴聞終了後、聴聞主宰者は聴聞報告書を作成し、聴聞調書と併せて公安機関責任者に報告しなければならない。

② 聴聞報告書には次に掲げる内容が含まれていなければならない。

- 一 事件類型。
- 二 聴聞人員および聴聞参加者の基本的状況。
- 三 聴聞の時間、地点および方式。
- 四 聴聞会の基本的状況。
- 五 事件事実。
- 六 処理意見および建議。

第九章 行政処理決定

第一節 行政処罰の適用

【追及時効】

第一三〇条① 治安管理違反行為が六ヶ月以内に公安機関に発見されず、その他の違法行為が二年以内に公安機関に発見されなかったときは、もはや行政処罰を科さない。

② 前項に規定する期間は、違法行為が発生の日から計算し、違法行為が連続、継続または持続の状態にあるときは、行為終了の日から計算する。

③ 被侵害者が違法行為の追及時効内に公安機関に告訴し、公安機関が受理すべきであったにもかかわらず受理しなかったときは、本条第一項の追及時効の制限を受けない。

【是正命令】

第一三一条 行政処罰を実施するときは、違法行為者に違法行為の是正をその場で、または期限を定めて命じなければならない。

【二重過料の禁止】

第一三二条 違法行為者の同一の違法行為については、二度以上過料の行政処罰を科してはならない。

【未成年者の責任】

第一三三条 一四歳未満の者が違法行為をしたときは、行政処罰を科さないが、ただしその監護人に厳しき旨を命じ、かつ、行政処罰不科決定書に明記しなければならない。満一四歳以上一八歳未満の者が違法行為をしたときは、行政処罰をより軽くし、または減輕する。

【精神病者の責任】

第一三四条 精神病者が自己の行為を弁識できず、または制

御できない時に違法行為をしたときは、行政処罰を科さないが、ただしその監護人に監護および治療を強化する旨を命じ、かつ、行政処罰不科決定書に明記しなければならない。間歇性精神病者が精神正常時に違法行為をしたときは、行政処罰を科さなければならない。自己の行為を弁識し、または制御する能力をなお完全に喪失していない精神病者が違法行為をしたときは、行政処罰を科さなければならないが、ただし行政処罰をより軽くし、または減輕することができる。

【処罰をより軽くし、減輕し、または免除する事由】

第一三五条① 違法行為者に次に掲げる事由のいずれかがあ

るときは、処罰をより軽くし・減輕し、または行政処罰を科さないとななければならない。

一 違法行為の危害結果を自主的に除去し、または減輕し、かつ、被害者の宥恕を得たとき。

二 他人の脅迫または欺罔を受けたとき。

三 功績を挙げたとき。

四 自主的に出頭し、公安機関に自己の違法行為をありのままに陳述したとき。

五 法により行政処罰をより軽くし、減輕し、または科さないとならなければならないその他の事由。

② 違法行為が軽微で、かつ、速やかに是正され、危害結果

を惹起しなかったときは、行政処罰を科さない。

③ 盲者またはいんしゃ者が治安管理中に違反したときは、行政処罰をより軽くし、減輕し、または科さないことができる。酩酊者が治安管理中に違反したときは、処罰を科さなければならない。

【処罰をより重くする事由】

第一三六条 違法行為者に次に掲げる事由のいずれかがある

ときは、処罰をより重くしなければならない。

一 比較的重大な結果があったとき。

二 他人を教唆し・脅迫し・欺罔して違法行為を実施させたとき。

三 通報者、告訴人、告発人、証人等に打撃報復したとき。

四 六ヶ月以内に治安管理処罰を受けたことがあり、または一年以内に同類の違法行為により二度以上公安行政処罰を受けたことがあるとき。

五 刑罰執行完了・労働矯正解除三年以内、または刑の執行猶予期間中に、治安管理中に違反したとき。

【併合処罰】

第一三七条① 一人が二種類以上の違法行為をしたときは、

それぞれ決定し、併合して執行するものとし、決定書を一部作成して、それぞれ各種の違法行為の処理内容および併合して執行する内容を明記することができる。

② 一件の事件で多数の違法行為者がいるときは、それぞれ

決定するものとし、決定書を一式多数部作成して、各人の処理決定を明記し、各違法行為者にそれぞれ送達することができる。

【行政拘留の併合執行】

第一三八条① 行政拘留処罰を併合して執行するときは、最長で二〇日を超えてはならない。

② 行政拘留処罰の執行完了前に、違法行為者にその他の違法行為があることを発見し、公安機関が法により行政拘留決定をしたときは、現に執行している行政拘留と併合して執行しない。

【行政拘留への算入】

第一三九条① 行政拘留処罰を科すと決定した者について、処罰前に同一の行為により強制措置がとられて人身の自由が制限された時間を算入しなければならない。人身の自由の制限一日を、行政拘留執行一日として算入する。詢問・調査確認および継続的職務質問の時間は算入しない。

② 強制措置がとられて人身の自由が制限された時間が決定した行政拘留期間を超えたときは、行政拘留決定はもはや執行しない。

【行政拘留の不執行】

第一四〇条 違法行為者に次に掲げる事由のいずれかがあり、法により行政拘留処罰を科さなければならぬときは、処罰決定をしなければならないが、ただし拘留所に送致して

執行に付すことはしない。

一 満一四歳以上一六歳未満のとき。

二 満一六歳以上一八歳未満で、治安管理またはその他の公安行政管理に初めて違反したとき。ただし、かつて收容矯正に付され、行政拘留とされたが法により行政拘留を執行されず、またはかつて公共の秩序を壊乱し、公共の安全を妨害し、人身権・財産権を侵害し、社会の管理を妨害する行為を実施したことにより人民裁判所に有罪判決を受けた者はこの限りでない。

三 七〇歳以上の者。

四 妊婦または自己の嬰兒に授乳中の女子。

第二節 行政処理の決定

【処理期限】

第一四一条① 公安機関が治安事件を処理する期間は、受理の日から三〇日を超えてはならない。事件の状況が重大・複雑なときは、直近上級の公安機関の承認を経て、三〇日延長することができる。その他の行政事件を処理するに当たり、法定の事件処理期限があるときは、関係法律の規定により処理する。

② 事件の状況を解明するために鑑定を行う期間は、事件処理期限に算入しない。

③ 治安管理違反行為者の逃走等の客観的原因のために事件

について法定期限内に行政処理決定をするべきがないときは、公安機関は調査・証拠採取を継続し、かつ、被害者に状況を説明し、速やかに法により処理決定をしなければならぬ。

【身元不明の違法被疑者の処理】

第一四二条 違法被疑者が真の氏名・住所を述べず、身元不明であるが、違法の事実が明らかで、証拠が確実十分でありさえすれば、その自己申告の氏名・貼付した写真により処理決定をすることができ、かつ、関係法律文書に注記する。

【①行政処罰前の告知、②告知方式】

第一四三条① 行政処罰決定をする前に、違法被疑者に行政処罰決定をしようとしている事実、理由および根拠を告知し、かつ、違法被疑者に法により陳述権および弁解権を有する旨を告知しなければならない。単位が法違反をしたときは、その法定代表者、主要責任者またはそれが授權した者に告知しなければならない。

② 通常手続を適用して行政処罰決定をするときは、書面形式または調書形式を用いて告知する。

【公告による告知】

第一四四条 違法行為の事実が明らかで、証拠が確実十分で、法により行政処罰を科すべきで、違法行為者の逃走等の原因により告知義務を履行するべきでないときは、公安機関

は公告方式を用いて告知することができる。公告の日から七日以内に、違法被疑者が弁解を提出しなかったときは、法により行政処罰決定をすることができる。

【違法被疑者の陳述権および弁解権】

第一四五条① 違法被疑者は陳述および弁解をする権利を有する。違法被疑者が提出した新たな事実、理由および証拠について、公安機関は再審査しなければならない。

② 公安機関は違法被疑者が弁解したことを理由として処罰を加重してはならない。

【審査事項】

第一四六条 行政事件を審査確認・審査承認するに当たっては、次に掲げる内容を審査しなければならない。

- 一 違法被疑者の基本的状況。
- 二 事件事実が明らかであるか否か、証拠が確実十分であるか否か。
- 三 事件の性質認定が的確か否か。
- 四 法律、法規および規則の適用が正確か否か。
- 五 事件処理手続が合法か否か。
- 六 しようとしている処理決定が妥当か否か。

【終局処理】

第一四七条① 公安機関は行政事件の異なる状況に基づきそれぞれ次に掲げる処理決定をする。

- 一 確かに違法行為があり、行政処罰を科すべきときは、

その情状および危害結果の軽重に基づき、行政処罰決定をする。

二 確かに違法行為があるが、法により行政処罰を科さない事由があるときは、行政処罰不科決定をする。違法収益および不法財物・禁制品・管制器具があるときは、追奪または収奪をしなければならない。

三 違法の事実が成立しえないときは、行政処罰不科決定をする。

四 コミュニティ内薬物禁絶治療、強制隔離薬物禁絶治療、収容教育、収容矯正等の処理をする必要があるときは、法により決定をする。

五 労働矯正の要件に該当するときは、法により労働矯正を申し立てる。

六 違法行為に犯罪を構成する嫌疑があるときは、刑事事件に変更して処理し、または処理権限のある主管機関・部門に移送し、これが処理するものとし、行政事件を取り消す必要はない。公安機関がすでに行政処罰決定をしたときは、事件記録に添付しなければならない。

七 違法行為者にその他の違法行為があることを発見したときは、法により行政処罰決定をすると同時に、関係行政主管部門に通知し、これが処理する。

② 治安事件に被侵害者がいるときは、公安機関は処罰決定をした日から二日以内に決定書謄本を被侵害者に送達しな

ければならない。送達するべきがないときは、注記しなければならない。

【行政拘留の決定機関】

第一四八条 行政拘留処罰は県級以上公安機関または出入国審査機関が決定する。法により違法行為者に行政拘留を科すべきときは、公安派出所・法により独立の法執行主体資格を有する公安機関業務部門はその所属の県級以上公安機関に報告し、これが決定する。

【行政拘留に関する人大代表の特例】

第一四九条① 県級以上の各級人民代表大会代表に行政拘留を科するときは、処罰決定をする前に当該級人民代表大会主席団または人民代表大会常务委员会の許可を経なければならない。

② 郷・民族郷・鎮の人民代表大会代表に行政拘留を科するときは、決定をした公安機関は直ちに郷・民族郷・鎮の人民代表大会に報告しなければならない。

【行政処罰決定書】

第一五〇条① 行政処罰決定をするときは、行政処罰決定書を作成しなければならない。決定書には次に掲げる内容を明記しなければならない。

- 一 被処罰者の氏名・性別・生年月日・身分証の種類および番号・戸籍所在地・現住所・勤務単位・違法の経歴ならびに被処罰単位の名称、住所および法定代表者。

二 違法の事実および証拠ならびにより重くし、より軽くし、減輕する等の事由。

三 処罰の種類、枠および法的根拠。

四 処罰の執行方式および期限。

五 事件関連財産物の処理結果および被処罰者のその他の処理状況。

六 処罰決定を不服として、行政不服審査を申し立て・行政訴訟を提起する経路および期間。

七 決定をした公安機関の名称、印章および日付。

② 過料処罰をするときは、行政処罰決定書には期限を過ぎても過料を納付しなかった場合に法により過料を加算する基準および最高限度額を明記しなければならない。事件関連財産物について処理をするときは、行政処罰決定書には没収・収奪・追奪物の目録を付さなければならない。

【被処理者の家族への通知】

第一五一条① 行政拘留処罰決定をしたときは、速やかに処罰状況および執行場所または法により執行しない状況を被処罰者の家族に通知しなければならない。

② コミュニティ内薬物禁絶治療決定をしたときは、被決定者の戸籍所在地または現居住地の都市の区政府等出張所「街道辦事処」・郷鎮人民政府に通知しなければならない。強制隔離薬物禁絶治療・収容教育・収容矯正決定をしたときは、法定期限内に被決定者の家族・所属単位・戸籍所在

地の公安派出所に通知しなければならない。

③ 被処理者が家族の連絡方法の提供を拒み、または真の氏名・住所を述べず、身元不明のときは、通知しなくともよいが、ただし事件記録に添付する決定書に注記しなければならない。

【刑事事件から行政事件への変更】

第一五二条 公安機関が処理した刑事事件について、なお刑事処罰に至らず、法により公安行政処罰をすべきときは、県級以上公安機関責任者の承認を経て、本章の規定により処理決定をする。

第一〇章 治安調停

【対象】

第一五三条① 民間紛争により起きた他人に対する殴打、故意傷害、侮辱、誹謗、誣告、故意財物損壊、他人の正常な生活への干渉、プライバシー侵害、住居不法侵入等の治安管理違反行為について、情状が比較的軽く、かつ、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、調停により処理することができ。

一 親族・友人・隣人・同僚・在校学生の間の些細な事柄により生じた紛争により起きたとき。

二 行為者の侵害行為が被侵害者の事前の落度のある行為により引き起こされたとき。

三 調停による処理を適用した方がより矛盾を解消しやすいその他の事由。

② 治安管理違反行為を構成しない民間紛争については、当事者に人民裁判所または人民調停組織に処理を申し立てる旨を告知しなければならない。

③ 情状軽微・事実明瞭・因果関係明確で、治療費・物的損害に係せず、または治療費および物的損害の賠償について両当事者に争いがなく、治安調停の要件に該当し、両当事者がその場で調停し、かつ、その場で履行することに同意した治安事件については、その場で調停することができ、かつ、調停協議書を作成する。

【不適用事由】

第一五四条 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、調停による処理を適用しない。

- 一 人を雇い他人を傷害させたとき。
- 二 徒党を組んでケンカをし、またはその他の因縁をつけて揉め事を起こしたとき。
- 三 何度も治安管理違反行為を実施したとき。
- 四 当事者が調停による処理を望まないことを明確に示したとき。
- 五 当事者が治安調停過程で相手方に向かって再び治安管理違反行為を実施したとき。
- 六 調停過程で、違法被疑者が逃走したとき。

七 調停により処理すべきでないその他の事由。

【原則】

第一五五条 調停により事件を処理するときは、事実を解明し、証拠を収集し、かつ、合法・公正・自由意思「自願」・迅速の原則を遵守し、教育および教導を重視し、矛盾を解消しなければならない。

【①未成年者の監護人の立会い、②参加の委任】

第一五六条① 当事者に未成年者がいるときは、調停するに当たりその父母またはその他の監護人に立会いを通知しなければならない。ただし、当事者が満一六歳以上の未成年者であり、自己の労働収入を主な生活の糧とし、本人が通知しないことに同意したときは、通知しなくともよい。

② 被侵害者がその他の者に調停参加を委任したときは、公安機関に委任状を提出し、かつ、委任した権限を明記しなければならない。違法被疑者は他人に調停参加を委任することはできない。

【協力者の招請】

第一五七条 隣人間の紛争により起きた治安事件を調停するときは、調停に参加して手助けしてもらうために当事者の居住地の居（村）民委員会の者または両当事者が熟知する者を招請することができる。

【回数および期限】

第一五八条 調停は一般に一回とする。一回で調停が成立せ

ず、公安機関が必要と思料し、または当事者が申し立てたときは、再度調停することができ、かつ、第一回調停後の七勤務日以内に終えなければならない。調停に当たっては調書を作成しなければならない。

【成立時の処理】

第一五九条① 調停により協議が成立したときは、公安機関の主宰の下で調停協議書を作成し、両当事者は調停協議書に署名し、かつ、調停協議を履行しなければならない。

② 調停協議書には調停機関の名称、主宰者、両当事者およびその他の立会人の基本的状況、事件発生の時間、地点、人、起因、経過、情状、結果等の状況、協議内容、履行の期限および方法等の内容を含まなければならない。

③ 調停により協議が成立したときは、事件の証拠材料を保存し、その他の文書資料および調停協議書を併せて事件記録に綴じ込まなければならない。

【①履行・不成立・不履行時の処理、②事件処理期限の起算】

第一六〇条① 調停により協議が成立し、かつ、履行があったときは、公安機関はもはや処罰しない。調停により協議が成立せず、または協議が成立した後に履行がなかったときは、治安管理違反行為者を法により処罰しなければならない。違法行為が惹起した損害賠償紛争について、公安機関は調停することができ、調停が成立しないときは、当事

者に人民裁判所に民事訴訟を提起できる旨を告知しなければならない。

② 調停事件の事件処理期限は調停により協議が成立せず、または調停により協議が成立したが履行がなかった日から起算する。

【和解】

第一六一條 本規定第一五三条の規定に該当する治安事件について、当事者が自ら和解し、かつ、和解協議を履行し、両当事者が書面で申し立て、かつ、公安機関が認可した場合、公安機関は治安管理処罰を科さないが、ただし公安機関がすでに法により処理決定をしていたときはこの限りでない。

第二章 事件関連財物の管理および処理

【保管の原則】

第一六二条① 法により差押え・留置・封印・標本抽出による証拠採取・追奪・収奪をした財物および公安機関が保管の責を負う先行登録保存をした財物について、公安機関は適切に保管しなければならない。使用し、取り替え、または損壊してはならない。損失を惹起したときは、賠償責任を負わなければならない。

② 事件関連財物の保管費用は決定をした公安機関が負担する。

【保管方法】

第一六三条① 事件関連財物は統一的に管理しなければならず、条件の整った公安機関事件処理部門は、具体的事件処理業務を担当しない人民警察官を指定し、これに当該部門の事件関連財物の受領、保管、引渡し等の管理業務の責を負わせなければならない。

② 公安機関は事件関連財物専用の保管場所・口座を設置し、かつ、その内部部門を指定し、これに事件処理部門が保管する事件関連財物を集中的かつ統一的に管理させることができる。

③ 封印した場所・施設・財物については、第三者に保管を委託することができ、第三者は損壊し、または無断で移転・処置をしてはならない。第三者の原因により生じた損失は、公安機関が先に賠償した後、第三者に求償する権利を有する。

【電子台帳】

第一六四条 公安機関事件関連財物管理部門および事件処理部門は電子台帳を作成し、事件関連財物について通し番号を付けて登録し、事件類型、由来、保管状態、場所および行方を明記しなければならない。

【①～④採取後の引渡し、⑤借用】

第一六五条① 事件担当人民警察官は法により事件関連財物採取した後の二四時間以内に財物を事件関連財物管理者

に引き渡し、かつ、引渡手続をしなければならない。封印・先行登録保存をした事件関連財物については、措置をとった後の二四時間以内に、法律文書謄本および事件関連財物の状況を事件関連財物管理者に引き渡し、これが登録しなければならない。

② 管轄外地域または辺鄙・交通不便な地域で事件関連財物採取したときは、事件担当人民警察官は単位帰還後二四時間以内に引き渡さなければならない。

③ 状況が緊急を要し、事件関連財物採取後二四時間以内に鑑定・識別をする必要があるときは、事件処理部門責任者の承認を経て、鑑定・識別完了後二四時間以内に引き渡すことができる。

④ 事件関連財物採取後二四時間以内にすでに事件関連財物の処理を終えたときは、もはや引き渡さない。

⑤ 詢問、鑑定、識別、検証等の事件処理の必要により、事件処理部門責任者の承認を経て、事件担当人民警察官は事件関連財物を借り出すことができ、かつ、速やかに返還する。

【特殊な事件関連財物の保管】

第一六六条① 容易に腐敗して変質し、およびその他の保管が容易でない物・危険物については、公安機関責任者の承認を経て、写真撮影または録画の後に法により任意売却または競売をし、任意売却または競売の代金は一時的に保存

し、事件終結後に関係規定により処理する。

② 易燃性、爆発性、有毒性、放射性等の危険物については危険物の貯蔵条件を満たす専用の場所に貯蔵しなければならない。

③ 被侵害者または善意の第三者が合法的に占有する財物については、登録・写真撮影または録画・価格評価後に速やかに返還し、かつ、事件記録に返還の理由を明記し、原物の写真、目録および受領手続を事件記録に添付して調査に備えなければならない。

④ 事件記録に入れるのに適さない物証については、写真撮影をして事件記録に入れ、原物は事件終結後に関係規定により処理しなければならない。

【行政処理決定時の一括処理】

第一六七条 行政処理決定をするときは、事件関連財物についても併せて処理をしなければならない。

【収奪および追奪】

第一六八条① 行政事件の処理中に発見取得した次に掲げる物については、法により収奪しなければならない。

- 一 薬物、わいせつ物等の禁制品。
- 二 賭博用具および賭博資金。
- 三 薬物吸引・注射の用具。
- 四 偽造・変造の公文書、証明書、証明文書、証券、印章等。

五 転売した乗車乗船券、文芸上演券、スポーツ競技入場券等の有価証券。

六 主に違法行為の実施に用いた本人所有の道具および薬物違法行為の実施に直接用いた資金。

七 法律・法規に収奪することができると規定するその他の不法財物。

② 前項第六号に掲げる道具は、他人の合法的な所有に属することを示す証拠がなければ、違法行為者本人の所有と直ちに認定することができる。

③ 違法収益は法により追奪し、または没収しなければならない。

④ 多数の違法行為者が共同で違法行為を実施し、違法収益または不法財物の所有者を明らかにするべきがないときは、共同の違法収益または不法財物として処理する。

【収奪および追奪の決定機関】

第一六九条① 収奪は県級以上公安機関が決定する。ただし、禁制品、管制器具、薬物吸引・注射の用具および不法財物の価値が五〇〇元以下であり、かつ、当事者に財物の価値に異議がないものについては、公安派出所が収奪することができる。

② 追奪は県級以上公安機関が決定する。ただし、追奪した財物を被侵害者に還付しなければならないときは、公安派出所が追奪することができる。

【収奪および追奪をした財物の処理】

第一七〇条 収奪および追奪をした財物については、原決定機関責任者の承認を経て、次に掲げる規定によりそれぞれ処理する。

- 一 被侵害者または善意の第三者の合法的な財物に属するときは、速やかに返還しなければならない。
- 二 被侵害者がいないときは、登録して帳簿を作成し、規定により国庫に上納し、または法により任意売却・競売をした後、得た金員を国庫に上納する。
- 三 禁制品、価値のない物または価値が軽微で、任意売却・競売をするべきでない物は、統一的に登録して帳簿を作成した後に廃棄する。
- 四 任意売却または競売をするべきでない危険物については、県級以上公安機関主管部門が組織して廃棄し、または関係工場に回収させる。

【財物還付の期限・方法】

第一七一一条 持主または当事者に還付しなければならない財物については、持主または当事者に六ヶ月以内に引き取る旨を通知する。持主不明のときは、公告方式を用いて持主に確認して引き取る旨を告知しなければならない。持主・当事者への通知または公告後六ヶ月以内に、確認して引き取る者がいないときは、無主物として処理し、登録後に国庫に上納し、または法により任意売却し、もしくは競売し

た後、得た金員を国庫に上納する。特別な事情があるときは、事情を斟酌して処理を延期することができ、期間の延長は最長で三ヶ月を超えない。

第二二章 執行

第一節 一般規定

【履行義務および強制執行】

第一七二条 公安機関が法により行政処理決定をした後、被処理者は行政処理決定の期限内に履行しなければならない。期限を過ぎても履行しなかったときは、行政処理決定をした公安機関は法により強制執行し、または人民裁判所に強制執行を申し立てることができる。

【不服申立・提訴時の執行不停止】

第一七三条 被処理者が行政処理決定を不服として行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起した場合は、行政処理決定は執行を停止しないが、ただし法律に別の規定があるときはこの限りでない。

【強制執行前の催告】

第一七四条① 公安機関は法により強制執行決定をし、または人民裁判所に強制執行を申し立てる前に、事前に被処理者に行政処理決定を履行する旨を催告しなければならない。催告は書面形式でし、かつ、被処理者に直接送達する。被処理者が受領を拒み、または被処理者に直接送達するすべ

がないときは、本規定第五章の關係規定により送達する。
② 催告書には次に掲げる事項を明記しなければならない。

- 一 行政処理決定を履行する期限および方式。
- 二 金銭給付に関わるときは、明確な金額および給付方式がなければならない。

三 被処理者が法により有する陳述権および弁解権。

【催告手続における被処理者の陳述権・弁解権】

第一七五条 被処理者は催告書を受領した後に陳述および弁解をする権利を有する。公安機関は十分に聴取し、かつ、記録・再審査をしなければならない。被処理者が提出した事実、理由または証拠が成立するときは、公安機関は採用しなければならない。

【強制執行決定】

第一七六条① 催告を経て、被処理者が正当な理由なく期限を過ぎてもなお行政処理決定を履行せず、法律に公安機関が強制執行すると規定するときは、公安機関は法により強制執行決定をすることができる。

② 催告期間中、財物を移転し、または隠匿した痕跡があることを証明する証拠があるときは、公安機関は直ちに強制執行決定をすることができる。

③ 強制執行決定は書面形式でし、かつ、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- 一 被処理者の氏名または名称・住所。

二 強制執行の理由および根拠。
三 強制執行の方式および時間。

四 行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する経路および期間。

五 決定をした公安機関の名称、印章および日付。

【①代執行の要件、②同手続】

第一七七条① 法により被処理者に妨害排除、原状回復等の義務の履行を求める行政処理決定をし、被処理者が期限を過ぎても履行せず、催告を経てもなお履行せず、その結果として交通の安全・消防の安全にすでに危害を及ぼし、または及ぼすであろうときは、公安機関は代執行し、または利害関係のない第三者に代執行を委託することができる。

② 代執行に当たっては次に掲げる規定を遵守しなければならない。

一 代執行前に決定書を送達し、代執行決定書には当事者の氏名または名称・住所、代執行の理由および根拠・方式および時間・目的・費用予算および代執行者を明記しなければならない。

二 代執行三日前に、当事者に履行を催告し、当事者が履行したときは、代執行を停止する。

三 代執行時に、決定をした公安機関は立会監督のために人員を派遣しなければならない。

四 代執行を終えれば、公安機関の立会監督者、代執行者

および当事者または立会人は執行文書に署名し、または押印しなければならない。

- ③ 代執行の費用は当事者が負担する。ただし、法律に別の規定があるときはこの限りでない。

【代執行の即時実施】

第一七八条 直ちに道路上の障害物を除去する必要がある、当事者を取り除けないとき、または直ちに履行する必要があるその他の緊急状況にあるときは、公安機関は代執行の即時実施を決定することができる。当事者がある場にいなしときは、公安機関は事後に直ちに当事者に通知し、かつ、法により処理しなければならない。

【行政強制執行の執行和解】

第一七九条① 行政強制執行を実施するに当たり、公安機関は公共の利益および他人の合法的権利利益を害しない状況において、当事者と執行協議を締結することができる。執行協議では段階的な履行を約定することができる。当事者が補完措置をとったときは、加算した過料を減免することができる。

- ② 執行協議は履行しなければならない。被処罰者が執行協議を履行しなかったときは、公安機関は強制執行を再開しなければならない。

【①強制執行申立ての要件、②費用負担】

第一八〇条① 当事者が法定期間内に行政不服審査を申し立

てず、または行政訴訟を提起せず、また行政処理決定の履行もしなかった場合に、法律に公安機関が強制執行すると規定していないときは、行政処理決定をした公安機関は期間満了の日から三ヶ月以内に、所在地の管轄権のある人民裁判所に強制執行を申し立てることができる。状況が緊急を要するときには、公共の安全を保障するために、公安機関は人民裁判所に即時執行を申し立てることができる。

- ② 強制執行の費用は被執行者が負担する。

【強制執行申立前の催告手続】

第一八一一条 人民裁判所に強制執行を申し立てる前に、公安機関は被処理者に義務を履行する旨を催告しなければならない。催告書送達一〇日後に被処理者がなお義務を履行しなかったときは、公安機関は人民裁判所に強制執行を申し立てることができる。

【同申立ての必要資料】

第一八二条① 公安機関は人民裁判所に強制執行を申し立てるに当たり、次に掲げる資料を提供しなければならない。

- 一 強制執行申立書。
- 二 行政処理決定書ならびに決定をした事実、理由および根拠。
- 三 当事者の意見および公安機関の催告の状況。
- 四 強制執行を申し立てる目的の状況。
- 五 法律・法規に規定するその他の資料。

② 強制執行申立書は処理決定をした公安機関責任者が署名し、公安機関の印章を押捺し、かつ、日付を注記しなければならない。

【不受理・強制執行不実施裁定に対する不服審査申立て】

第一八三条 公安機関は人民裁判所の強制執行申立ての不受理・強制執行不実施の裁定に異議があるときは、一五日以内に直近上級の人民裁判所に不服審査を申し立てることができる。

【強制執行の中止】

第一八四条① 次に掲げる事由のいずれがあるときは、強制執行を中止する。

- 一 当事者に一時的に履行能力がないとき。
- 二 第三者が執行の目的について権利を主張し、確かに理由があるとき。
- 三 執行すれば他人または公共の利益に補填しがたい重大な損失を惹起する可能性があるとき。
- 四 執行を中止する必要があるその他の事由。

② 執行を中止する事由が消失した後、公安機関は執行を再開しなければならない。顕著な社会的危害がなく、当事者に確かに履行能力がなく、執行を中止して満三年経っても執行を再開していないときは、もはや執行しない。

【同終結】

第一八五条 次に掲げる事由のいずれがあるときは、強制

執行を終結させる。

一 国民が死亡し、執行に供しうる遺産がなく、義務承継者もないとき。

二 法人またはその他の組織が終止し、執行に供しうる財産がなく、義務承継者もないとき。

三 執行の目的が滅失したとき。

四 執行の根拠である行政処理決定が取り消されたとき。

五 執行を終結させる必要があるその他の事由。

【原状回復等】

第一八六条 執行中または執行完了後、執行の根拠である行政処理決定が取り消され・変更され、または執行の誤りがあった場合は、原状回復をし、または財物を還付しなければならない。原状回復ができず、または財物を還付できないときは、法により賠償する。

【違法収益・不法財物・保証金の処理】

第一八七条① 法により廃棄しなければならない物を除き、公安機関が法により没収または収奪・追奪をした違法収益および不法財物は、必ず国の関係規定により処理し、または国庫に上納しなければならない。

② 過料、没収または収奪をした違法収益および不法財物を競売し、または任意売却した金員ならびに没収した保証金は、必ず全て国庫に上納しなければならず、如何なる形式であろうとも留め置き、集団での着服または形を変えた集

団での着服をしてはならない。

第二節 過料の執行

【①過料の履行期限・方式、②現場徴収】

第一八八条① 公安機関が過料決定をした場合は、被処罰者は行政処罰決定書を受領した日から一五日以内に、指定の銀行で過料を納付しなければならない。次に掲げる事由のいずれかがあるときは、公安機関およびその事件担当人民警察官はその場で過料を徴収することができ、法律に別の規定があるときは、その規定による。

一 治安管理違反行為者を五〇元以下の過料に処し、および交通管理違反の歩行者、乗車者および軽車両運転者を過料に処し、被処罰者に異議がないとき。

二 治安管理・交通管理違反以外の違法行為者をその場で二〇元以下の過料に処するとき。

三 辺鄙・水上・交通不便の地域、旅客列車上または出入境港において、被処罰者が指定の銀行に過料を納付することが確かに困難で、被処罰者が申し出たとき。

四 被処罰者が現地で一定した住所がなく、その場で徴収しなければ事後に執行しがたいとき。

② 前項第一号および第三号の事由のいずれかがあるときは、事件担当人民警察官は被処罰者に確認の署名を求めなければならない。

【現場徴収の手続および拒否権】

第一八九条 公安機関およびその人民警察官はその場で過料を徴収したときは、省級または国家財政部門の統一規格の過料領収書を発行しなければならない。省級または国家財政部門の統一規格の過料領収書を発行しないときは、被処罰者は過料の納付を拒む権利を有する。

【現場徴収した過料の納入】

第一九〇条① 人民警察官は過料徴収の日から二日以内に、現場徴収した過料をその所属公安機関に交付しなければならない。水上において現場徴収した過料は、着岸の日から二日以内に現場徴収した過料をその所属公安機関に交付しなければならない。旅客列車上で現場徴収した過料は、帰還の日から二日以内に現場徴収した過料をその所属公安機関に交付しなければならない。

② 公安機関は過料を受領した日から二日以内に過料を指定の銀行に納入しなければならない。

【納付猶予・分納】

第一九一条 被処罰者が確かに経済的に困難であるときは、被処罰者の申立ておよび処罰決定をした公安機関の承認を経て、過料の納付を猶予し、または分納させることができる。

【強制執行】

第一九二条① 被処罰者が本規定第一八八条に規定する期限

内に過料を納付しなかったときは、行政処罰決定をした公安機関は次に掲げる措置をとることができる。

一 法により封印・差押えをした被処罰者の財物を競売し、または任意売却して過料の納付に充てる。競売または任意売却の代金が過料額を超過したときは、残額部分は被処罰者に速やかに還付しなければならない。

二 第一号の措置をとることができないときは、一日当たり過料額の三％の過料を加算し、加算する過料の総額は過料額を超えてはならない。

② 財物の競売は、公安機関が競売機構に委託して、これが法により処理する。

【人民裁判所への強制執行の申立て】

第一九三条 法により過料を加算して三〇日を超え、催告を経ても被処罰者がなお履行しなかったときは、行政処罰決定をした公安機関は本規定第一八〇条の規定により所在地の管轄権のある人民裁判所に強制執行を申し立てることができる。

第三節 行政拘留の執行

【執行・拘留所】

第一九四条① 行政拘留の決定を受けた者については、決定をした公安機関が拘留所に送致して執行に付す。執行を拒んだ者については、拘束的戒具を使用することができる。

② 行政拘留の決定を受けた者について、管轄外地域で捕まえられ、または管轄外地域の拘留所で執行する必要があるその他の事由があるときは、管轄外地域の拘留所の主管公安機関の承認を経て、管轄外地域で執行することができる。

【同時に薬物禁絶治療決定を受けた者の執行】

第一九五条 同時に行政拘留およびコミュニティ内薬物禁絶治療または強制隔離薬物禁絶治療の決定を受けた者については、先に行政拘留を執行しなければならず、行政拘留の期間はコミュニティ内薬物禁絶治療または強制隔離薬物禁絶治療の期間に算入しない。拘留所に薬物禁絶治療の条件が整っていないときは、公安機関が管理する強制隔離薬物禁絶治療所が代わりに行政拘留を執行することができる。

【一時執行停止の申立て】

第一九六条① 被処罰者が行政拘留処罰決定を不服とし、行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起した場合は、行政拘留決定をした公安機関に行政拘留の一時執行停止の申立てをすることができる。口頭で申立てをしたときは、公安機関人民警察官は記録しなければならないが、かつ、申立人が署名し、または指印する。

② 被処罰者が行政拘留執行期間中に、行政拘留の一時執行停止の申立てをしたときは、拘留所は直ちに申立てを行政拘留決定をした公安機関に転送しなければならない。

【一時執行停止の決定】

第一九七条① 公安機関は被処罰者がした行政拘留の一時執行停止の申立てを受領した時より二四時間以内に決定をしなければならぬ。

② 公安機関は行政拘留の執行を一時停止しても社会的危険の発生に至らぬと思料し、かつ、被処罰者またはその近親者が要件に該当する担保人を提供し、または行政拘留一日当たり二〇〇元の基準で保証金を納付したときは、行政拘留の一時執行停止の決定をしなければならない。

③ 同一の被処罰者については、その者に同時に保証人の提供および保証金の納付を命ずることはできない。

④ 被処罰者がすでに拘留所に送致され執行に付されているときは、公安機関は直ちに行政拘留一時執行停止決定を拘留所に送達しなければならず、拘留所は直ちに被処罰者を釈放しなければならない。

【一時執行停止をしない事由】

第一九八条 被処罰者に次に掲げる事由のいずれかがあるときは、行政拘留の執行を一時停止しない決定をし、かつ、申立人に告知しなければならない。

- 一 行政拘留の執行を一時停止した後逃走の可能性があるとす。
- 二 その他の違法・犯罪の嫌疑があり、現に調査または捜査がなされているとき。
- 三 行政拘留の執行を一時停止すべきではないその他の事

由。

【一時執行停止と過料の併科】

第一九九条 行政拘留に過料を併科したときは、過料は行政拘留の一時執行停止により執行を一時停止しない。

【①一時執行停止期間中の遵守事項、②同権利保障】

第二〇〇条① 行政拘留の一時執行停止期間中、被処罰者は次に掲げる規定を遵守しなければならない。

- 一 決定機関の承認を経ずに居住する市・県を離れてはならないこと。
- 二 住所、勤務単位および連絡方法に変更があつたときは、二四時間以内に決定機関に報告すること。
- 三 行政不服審査および行政訴訟中に証人の証言に干渉し、証拠を偽造し、または口裏合わせをしてはならないこと。
- 四 逃走し・処罰の執行を拒み、または妨害してはならないこと。

② 行政拘留の一時執行停止期間中に、公安機関は被処罰者が法により行政不服審査および行政訴訟の権利を行使することを妨害してはならない。

【担保人の要件】

第二〇一条 行政拘留の一時執行停止の担保人は次に掲げる要件に該当しなければならない。

- 一 当該事件に関係がないこと。
- 二 政治的権利を有し、人身の自由の制限または剥奪を受

けていないこと。

三 当該地域で常住戸籍および一定した住所があること。

四 担保義務の履行能力があること。

【担保人が履践すべき手続】

第二〇二条 公安機関は審査を経て行政拘留の一時執行停止の担保人が要件に該当すると認めるときは、担保人が保証書を提出し、かつ、公安機関に出頭して被担保人を引き取る。

【①担保人の義務、②義務不履行の法的責任、③担保人の寛大処理】

第二〇三条① 行政拘留の一時執行停止の担保人は次に掲げる義務を履行しなければならない。

一 被担保人が本規定第二〇〇条の規定を遵守する旨を保証すること。

二 被担保人が証拠を偽造し、口裏合わせをし、または逃走したことを発見したときは、速やかに公安機関に報告すること。

② 行政拘留の一時執行停止の担保人が担保義務を履行しなかったために、被担保人が行政拘留処罰の執行から逃げたときは、公安機関は担保人を三〇〇〇元以下の過料に処することができるが、かつ、被担保人に対して行政拘留の執行を再開する。

③ 行政拘留の一時執行停止の担保人が担保義務を履行した

が、被担保人がなお行政拘留処罰の執行から逃げ、または被処罰者が逃走後、公安機関が被処罰者を捕まえることに担保人が積極的に協力したときは、行政処罰をより軽くし、または科さないことができる。

【担保の変更】

第二〇四条 行政拘留の一時執行停止の担保人が行政拘留の一時執行停止期間中、引き続き担保することを望まず、または担保の条件を喪失したときは、行政拘留の決定機関は被処罰者に改めて担保人を提供し、または保証金を納付する旨を命じなければならない。担保人を提供せず、また保証金の納付もしなかったときは、行政拘留の決定機関は被処罰者を拘留所に送致して執行に付さなければならない。

【保証金の受領および管理】

第二〇五条① 保証金は銀行が代理徴収しなければならない。銀行の営業時間外においては、公安機関が先に受領し、かつ、保証金受領後三日以内に指定の銀行口座に預け入れなければならない。

② 公安機関は事件処理部門以外の法制、装備財務等の部門を指定して、これに保証金の管理の責を負わせなければならない。留め置き、支払いに用いること、流用またはその他の如何なる形式であろうとも保証金を着服することを厳禁する。

【①保証金の還付、②同没収】

第二〇六条① 行政拘留処罰が取り消され、または執行が開
始されたときは、公安機関は保証金を納付者に還付しなけ
ればならない。

② 行政拘留の決定を受けた者が行政拘留処罰の執行から逃
げたときは、行政拘留を決定した公安機関は保証金の没収
または一部没収の決定をし、行政拘留の決定機関は被処罰
者を拘留所へ送致して執行に付さなければならない。

【保証金没収決定に対する救済】

第二〇七条 被処罰者は公安機関の保証金没収の決定を不服
とするときは、法により行政不服審査を申し立て、または
行政訴訟を提起することができる。

第四節 その他の処理決定の執行

【許可証・免許証の取消し】

第二〇八条 公安機関が発給した許可証または免許証の取消
処罰をするときは、取り消される許可証または免許証に取
消印を押捺した後に収奪しなければならない。被処罰者が
取り消された証明書の提出を拒んだときは、公安機関は公
告により失効を宣言することができる。許可証または免許
証を取り消す機関が証明書発給機関ではないときは、決定
をした機関は処罰決定発効後速やかに証明書発給機関に通
知しなければならない。

【取締りの執行】

第二〇九条 取締り決定をした場合は、経営場所に公告を貼付
する等の方式で公示し、被取締者に直ちに経営活動を停止
する旨を命じることができる。違法収益があるときは、法

により没収し、または追奪する。経営活動の停止を拒んだ
ときは、公安機関はその者が専ら不法経営活動の従事に用
いる道具・設備を法により没収し、または収奪することが
できる。営業免許証を取得していたときは、公安機関は工
商行政管理部門に法によりその営業免許証を取り消す旨を
通知しなければならない。

【生産営業停止命令の強制執行】

第二一〇条 公安機関が法によりした生産営業停止命令の執
行を拒んだものについては、公安機関は法により強制執行
し、または人民裁判所に強制執行を申し立てることができる。

【①強制隔離薬物禁絶治療・収容教育・収容矯正の執行、②
コミュニティ内薬物禁絶治療の執行】

第二一一条① 強制隔離薬物禁絶治療・収容教育・収容矯正
の決定を受けた者については、決定をした公安機関が強制
隔離薬物禁絶治療の場所・収容教育の場所・収容矯正の場
所に送致して執行に付す。

② コミュニティ内薬物禁絶治療の決定を受けた者について
は、公安機関はその者に戸籍所在地でコミュニティ内薬物
禁絶治療を受ける旨を命じなければならない。戸籍所在地以

外の現居住地に一定した住所があるときは、その者に現居住地でコミュニティ内薬物禁絶治療を受ける旨を命じることができるとができる。

第三章 涉外行政事件の処理

【基本原則】

第二二二条 涉外行政事件を処理するに当たっては、国の主権および利益を守り、平等互恵の原則を堅持しなければならない。

【外国人の国籍の確定】

第二二三条① 外国人の国籍の確認については、その入境時の有効な証明書に示されている国籍による。国籍に疑問があり、または国籍が不明なときは、公安機関出入境管理部門が解明に協力する。

② 国籍を解明するすべがない・身元不明の外国人については、その自己申告の国籍または無国籍者として取り扱う。

【外交特権および免責特権を有する外国人の取扱】

第二二四条① 違法行為者が外交特権および免責特権を有する外国人であるときは、事件担当公安機関はその身元、証明書および違法行為等の基本的状況を事件記録に記録し、関係証拠を保存し、かつ、可及的速やかに関連状況を省級公安機関まで順に報告を上げていかなければならず、省級公安機関が同級人民政府外事部門に外交上の経路を通じて

処理する旨を要請する。

② 外交特権および免責特権を有する外国人については、人身の自由の制限および封印・差押えの強制措置をとってはならない。

【使用言語および通訳】

第二二五条① 涉外行政事件を処理するときは、中華人民共和国で通用している話し言葉・文字を使用しなければならない。わが国の話し言葉・文字に通曉していない者については、公安機関はその者に通訳を提供しなければならない。当事者がわが国の話し言葉・文字に通曉しており、他人の通訳を必要としないときは、書面の声明を提出しなければならない。

② 県級以上公安機関責任者の承認を経て、外国籍当事者は自ら通訳を嘱託することができ、通訳費はその個人が負担する。

【①審査拘留の要件、②同手続、③同期間】

第二二六条① 外国人に次に掲げる事由のいずれかがあり、その場で職務質問をし、または継続的職務質問をした後に嫌疑を排除できず、さらに調査する必要があるときは、県級以上公安機関または出入境審査機関の責任者の承認を経て、拘留して審査することができる。

- 一 不法出入境の嫌疑があるとき。
- 二 他人の不法出入境に協力した嫌疑があるとき。

三 不法居留・不法就業の嫌疑があるとき。
 四 国の安全および利益に危害を及ぼし、社会公共の秩序を破壊し、またはその他の違法・犯罪活動に従事した嫌疑があるとき。

② 審査勾留を実施するに当たっては、審査拘留決定書を提示し、かつ、二四時間以内に詢問しなければならない。

③ 審査拘留の期間は三〇日を超えてはならず、事件の状況が複雑なときは、直近上級の公安機関または出入境審査機関の承認を経て六〇日まで延長することができる。国籍・身元不明のときは、審査拘留期間はその国籍・身元が判明した日から起算する。

【審査拘留の解除】

第二一七条 次に掲げる事由のいずれかがあるときは、審査拘留を解除しなければならない。

- 一 送還出境〔遣送出境〕、期限内出境命令〔限期出境〕または境外追放〔驅逐出境〕の決定を受けたとき。
- 二 審査拘留をすべきではないとき。
- 三 活動範囲制限措置を受けたとき。
- 四 処理のために事件をその他の部門に送致するとき。
- 五 審査拘留を解除すべきその他の事由。

【①活動範囲制限の要件、②同期間等】

第二一八条① 外国人に次に掲げる事由のいずれかがあるときは、審査拘留を適用せず、県級以上公安機関または出入

境審査機関の責任者の承認を経て、その活動範囲を制限することができる。

一 重病を患っているとき。
 二 懐胎し、または自己の嬰兒に授乳しているとき。
 三 一六歳未満または満七〇歳以上のとき。

四 審査拘留を適用すべきではないその他の事由。

② 活動範囲を制限された外国人は、求めに応じて審査を受けなければならない。公安機関の承認を経ずに、限定された区域を離れてはならない。活動範囲の制限期間は六〇日を超えてはならない。国籍・身元不明の者については、活動範囲の制限期間はその国籍・身元が判明した日から起算する。

【活動範囲制限の遵守事項】

第二一九条 活動範囲を制限された外国人は次に掲げる規定を遵守しなければならない。

- 一 決定機関の承認を経ずに、生活の居所を変更し、指定の活動区域を出てはならないこと。
- 二 召喚されたときに速やかに出頭すること。
- 三 如何なる形式であろうとも証人の証言に干渉してはならないこと。
- 四 証拠の隠滅・偽造、または口裏合わせをしてはならないこと。

【①②送還出境の要件、③再入境不許可期間】

第二二〇条① 外国人に次に掲げる事由のいずれかがあるときは、

きは、県級以上公安機関または出入境審査機関の責任者の承認を経て、送還出境をすることができる。

一 期限内出境命令に処され、所定の期限内に境外に出なかつたとき。

二 入境を許可しない事由があるとき。

三 不法居留・不法就業のとき。

四 法律・行政法規に違反して送還出境をする必要があるとき。

② その他の境外の者に前項に掲げる事由のいずれかがあるときは、法により送還出境をすることができる。

③ 送還出境とされた者は、送還出境をされた日から一年ないし五年以内は入境を許可しない。

【送還出境の送還先】

第二二一条 送還出境をされる外国人は次に掲げる国または地域に送還されることができる。

一 国籍国。

二 入境前の居住国または地域。

三 出生地国または地域。

四 入境前に出境した出入境港の所属国または地域。

五 送還出境とされた外国人が入境を許されるその他の国または地域。

【拘禁場所】

第二二二条 次に掲げる事由のいずれかがある外国人は、拘留所または送還施設に拘禁しなければならない。

一 審査拘留を受けたとき。

二 送還出境または境外追放の決定を受けたが天候、交通運輸機関の運行ダイヤグラム、当事者の健康状態等の客観的原因または国籍・身元不明のため、直ちに執行できないとき。

【出入境管理措置に対する行政不服審査】

第二二三条① 外国人が継続的職務質問・審査拘留・活動範囲制限・送還出境措置を不服とするときは、法により行政不服審査を申し立てることができる。

② その他の境外の者が送還出境措置を不服とし、行政不服審査を申し立てたときは、前項の規定を適用する。

③ 期限内出境命令の要件、②同執行方法および期限

【第二二四条① 外国人に次に掲げる事由のいずれかがあるときは、

きは、県級以上公安機関または出入境審査機関の決定を経て、期限内出境命令をすることができる。

一 治安管理に違反したとき。

二 滞在居留事由に合致しない活動に従事したとき。

三 中国の法律・法規の規定に違反し、中国の境内で引き続き滞在居留することが適切ではないとき。

② 外国人に期限内出境命令を決定するときは、外国人が境

外に出る期限を定め、その有効な査証または滞在居留証明書を取り消さなければならない。期限内出境命令の期限は三〇日を超えてはならない。

【①境外追放の要件・手続、②再入境不許可期間】

第二二五条① 外国人が治安管理または出入境管理に違反し、情状が重いが、なお犯罪を構成しないときは、担当している公安機関は公安部まで順に報告を上げていき、これが境外追放に処する。公安部がした境外追放決定は最終決定であり、担当機関が宣告し、かつ、執行する。

② 境外追放とされた外国人については、境外追放とされた日から一〇年以内は入境を許可しない。

【期限内出境命令・境外追放と他の処罰の執行】

第二二六条 外国人を過料または行政拘留に処し、かつ、期限内出境命令または境外追放に処したときは、過料または行政拘留の執行を完了した後に期限内出境命令または境外追放を執行しなければならない。

【内部手続】

第二二七条 渉外行政事件を処理するとき、国の渉外事件の処理に関する規定により、伺報告、内部通知、対外通知等の各制度を厳格に執行しなければならない。

【大使館等への通知】

第二二八条 外国人に行政拘留、審査拘留またはその他の人身の自由制限および活動範囲制限の決定をした後に、決定

機関は四八時間以内に外国人の氏名、性別、入境時間、旅券またはその他の身分証明書の番号、事件発生の時間、地点および関連状況、違法の主な事実、すでに講じた措置およびその法的根拠等の状況を省級公安機関に報告しなければならない。省級公安機関は所定の期限内に、関連状況を当該外国人所属国の在中国大使館・領事館に通知し、かつ、同級人民政府外事部門に通知しなければならない。当事者が大使館・領事館に通知しない旨を求め、かつ、わが国が当事者の国籍国と必ず通知しなければならない旨を規定する二国間協議を締結していないときは、通知しなければならないが、ただしその本人が書面の請求を提出しなければならない。

【拘留中等に死亡した外国人の報告等】

第二二九条 外国人が行政拘留、審査拘留、活動範囲制限またはその他の人身の自由制限を受けている期間中に死亡したときは、関係省級公安機関は当該外国人所属国の在中国大使館・領事館に通知すると同時に、公安部に報告し、かつ、同級人民政府外事部門に通知しなければならない。

【人身の自由を制限されている外国人との接見】

第二三〇条 外国人が行政拘留、審査拘留またはその他の人身の自由制限および活動範囲制限を受けている期間中に、その所属国の在中国外交・領事官が接見を求めた場合は、決定機関は速やかに手配しなければならない。当該外国人

がその所属国の在国外交・領事官の接見を拒んだときは、公安機関は手配しなくともよいが、ただしその本人が書面の声明を提出しなければならない。

【関係規定の適用】

第二三一条 涉外行政事件を処理するに当たり、本章に規定していないことは、その他の各章関係規定を適用する。

第二章 事件の終結

【事件終結の事由】

第二三二条 行政事件に次に掲げる事由のいずれかがあったときは、事件を終結させなければならない。

- 一 行政処罰不科決定をしたとき。
- 二 調停手続を適用した事件について協議が成立し、かつ、履行があつたとき。
- 三 行政処罰等の処理決定をし、かつ、すでに執行したとき。
- 四 違法行為に犯罪を構成する嫌疑があり、刑事事件に変更して処理したとき。
- 五 処理決定をした後、執行対象の滅失、死亡等の客観的原因により執行するべきがなくなり、または執行する必要がなくなつたとき。

【調査終了の事由】

第二三三条① 調査を経て、行政事件に次に掲げる事由のい

ずれかがあることを発見したときは、公安派出所、県級公安機関事件処理部門または出入境審査機関以上の責任者の承認を経て、調査を終了する。

一 違法の事実がないとき。

二 違法行為についてすでに追及時効を経過したとき。

三 違法被疑者が死亡したとき。

四 調査を終了する必要があるその他の事由。

② 調査終了時に、違法被疑者がすでに行政強制措置をとられていたときは、直ちに解除しなければならない。

【事件記録の取扱い】

第二三四条 行政事件の処理過程において作成した文書資料については、一事件一巻の原則で事件記録を作成し、かつ、関係規定により事件終結または事件調査終了の後に事件記録を保管のために記録部門に引き渡し、または自ら保管しなければならない。

【事件記録の主な内容】

第二三五条 行政事件の事件記録は次に掲げる内容を含まなければならない。

- 一 事件受理登録表またはその他の事件発見の記録。
- 二 証拠材料。
- 三 決定文書。
- 四 事件処理中に作成したその他の法律文書。

【資料の完全性保持】

第二三六条 行政事件の法律文書および性質認定の根拠となる資料は完備していなければならない。損壊・偽造をしてはならない。

第五章 附則

【法執行・事件処理のIT化】

第二三七条① 省級公安機関は統一の法執行・事件処理情報システムを樹立し、かつ、絶え間なく改善していかなければならない。

② 事件処理部門は関係規定により行政事件の受理、調査・証拠採取、強制措置の実施、処理等の状況および関係文書資料を法執行・事件処理情報システムに記録し、かつ、オンライン審査確認・審査承認をしなければならない。

【行政法律文書の様式】

第二三八条 本規定の執行に必要な法律文書の様式は、公安部が制定する。公安部が様式を制定しておらず、法執行業務中に必要なその他の法律文書は、省級公安機関が様式を制定することができる。

【以上・以下・内の定義】

第二三九条 本規定における「以上」「以下」「内」はいずれも基準の数または基準の級を含む。

【①施行日、②特別規定との関係】

第二四〇条① 本規定は二〇一三年一月一日から施行し、

「中華人民共和国出入境管理法」により新たに設定された制度は二〇一三年七月一日から施行する。二〇〇六年八月二四日に発布した「公安機関行政事件処理手続規定」は同時に廃止する。

② 公安部のその他の規則に行政事件処理手続についての特別規定があるときは、特別規定により処理する。特別規定がないときは、本規定により処理する。

※本稿は日本学術振興会科学研究費補助金若手研究(B)「中国の治安管理処罰法制の性格・機能・位相…制裁システムの動態構造の解明を目指して」(二五七八〇〇四)の成果の一部である。

本翻訳に際しては中国法研究会(於北陸大学)参加者各位、松田岳士氏(大阪大学教授)および児玉弘氏(北海道大学博士後期課程)からご教示を賜った。ここに記して謝意を表したい。